

第三十九回国会 農林水産委員会 議院 農林水産委員會議録 第十一号

昭和三十六年十月二十四日(火曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事秋山 利恭君 理事大野 市郎君

理事小山 長規君 理事田口長治郎君

理事丹羽 兵助君 理事石田 有全君

理事角屋堅次郎君 理事芳賀 貢君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

金子 岩三君 龜岡 高夫君

飯谷 忠男君 倉成 正君

小枝 一雄君 坂田 英一君

館林三喜男君 谷垣 專一君

網島 正興君 寺島隆太郎君

内藤 隆君 中山 榮一君

藤田 義光君 本名 武君

松浦 東介君 八木 徹雄君

米山 恒治君 足鹿 覺君

片島 港君 川俣 清音君

中澤 茂一君 橋崎弥之助君

西村 関一君 山田 長司君

湯山 勇君 稻富 稜人君

玉置 一徳君

出席國務大臣

農林大臣 河野 一郎君

國務大臣 藤山 愛一郎君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君

農林事務官 昌谷 孝君

(大臣官房長)

農林事務官 坂村 吉正君

(農林經濟局長)

委員外の出席者

農林事務局 松岡 亮君

(農林經濟局參事官)

農林事務局 鈴木 一美君
(農林經濟局長)
業市場議長
專門員 岩隈 博君

十月二十四日

委員網島正興君、福永一臣君及び北山愛郎君辞任につき、その補欠として亀岡高夫君、館林三喜男君及び川俣清音君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員亀岡高夫君及び川俣清音君辞任につき、その補欠として網島正興君及び北山愛郎君が議長の指名で委員に選任された。

十月二十一日

沿岸漁業振興法案(角屋堅次郎君外十二名提出、衆法第一四号)
水産業改良助長法案(角屋堅次郎君外十二名提出、衆法第一六号)

同日
水産物の価格の安定等に関する法律案(角屋堅次郎君外十二名提出、衆法第一五号)

同日
かすみ網漁法の解禁及びつぐみ等の狩猟鳥追加に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第六四八号)

同(松平忠久君紹介)(第六四九号)
同(井出 太郎君紹介)(第七四二号)
同(下平正一君紹介)(第七四三号)

同(中島巖君紹介)(第七四四号)
同(増田甲子七君紹介)(第七四五号)
同(中澤茂一君紹介)(第八一四号)

同(原茂君紹介)(第八一五号)

果樹の共同利用施設等の融資制度に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第六五〇号)

同(松平忠久君紹介)(第六五一号)
同(井出 太郎君紹介)(第七四六号)
同(下平正一君紹介)(第七四七号)

同(中島巖君紹介)(第七四八号)
同(増田甲子七君紹介)(第七四九号)
同(中澤茂一君紹介)(第八一六号)

同(原茂君紹介)(第八一七号)
分収造林の収益分収割合改訂に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第六五二号)

同(松平忠久君紹介)(第六五三号)
同(井出 太郎君紹介)(第七五〇号)
同(下平正一君紹介)(第七五一号)

同(中島巖君紹介)(第七五二号)
同(増田甲子七君紹介)(第七五三号)
同(中澤茂一君紹介)(第八一八号)

同(原茂君紹介)(第八一九号)
果樹植栽資金の貸付利率引下げ及び資金わく拡大に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第六五四号)

同(松平忠久君紹介)(第六五五号)
同(井出 太郎君紹介)(第七五四号)
同(下平正一君紹介)(第七五五号)

同(中島巖君紹介)(第七五六号)
同(増田甲子七君紹介)(第七五七号)
同(中澤茂一君紹介)(第八二〇号)

同(原茂君紹介)(第八二一号)
農林水産企業合理化試験研究費の増額に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第六五六号)

同(松平忠久君紹介)(第六五七号)
同(井出 太郎君紹介)(第七五八号)

同(下平正一君紹介)(第七五九号)

同(中島巖君紹介)(第七六〇号)
同(増田甲子七君紹介)(第七六一号)
同(中澤茂一君紹介)(第八二二号)

同(原茂君紹介)(第八二三号)
建物共済農協一元化に関する請願外二件(井原岸高君紹介)(第六五八号)
同(小笠公昭君紹介)(第六五九号)

同外六件(木村守江君紹介)(第六六〇号)
同外六件(八田貞義君紹介)(第六六一号)

同外二件(相川勝六君紹介)(第七二一号)
同外五件(飯塚定輔君紹介)(第七二二号)

同(風見章君紹介)(第七二三号)
同外二件(中村英男君紹介)(第七二四号)

同外十六件(岡田修一君紹介)(第八二四号)
同(笹本一雄君紹介)(第八二五号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九〇七号)
同外十六件(中村寅太君紹介)(第九〇八号)

同外四件(穂積七郎君紹介)(第九〇九号)
愛知川総合開発事業促進に関する請願(堤康次郎君外一名紹介)(第六九九号)

中央卸売市場法の一部を改正する法律案に関する請願(久野忠治君紹介)(第七二五号)

同(山口六郎次君紹介)(第八二七号)

大豆かすの自動承認制による輸入方式の即時実施に関する請願(河本敏夫君紹介)(第七二八号)

地方卸売市場法の制定に関する請願(橋崎弥之助君紹介)(第八五一号)
米の統制撤廃反対等に関する請願外三十六件(片島港君紹介)(第八五二号)

現行食糧管理制度の堅持に関する請願(藤田義光君外一名紹介)(第九一〇号)

同(木村守江君紹介)(第九一一号)

本日の會議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○野原委員長 これより會議を開きます。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案を議題として、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。西村関一君。

○西村(関)委員 中央卸売市場法につきましては、青果物、魚介類、肉類等、いわゆる生鮮食料品の適正かつ円滑な流通をはかつて、生産者の所得の向上並びに一般消費者の利益を増進する、こういうことが目的であることは申すまでもございませんが、このため

の中央卸売市場なのでありますから、この中央卸売市場の機能が十分に発揮

されたいということであります。すなわち、これは何もしないということだと思ふのであります。そこで、現在、中央卸売市場を通して物資がどのように集積されておるが、どのように流通過程を通じて円滑な操作がなされておるかという点に付きまして、公共的な使命が完全に果たされるということが最も大切なことだと思ふのであります。その点について今度の法の改正が試みられておると思ふのであります。

そこで、これらの生鮮食料品の卸売価格と小売価格の問題についてお尋ねしたいと思ふますけれども、これは関係政府委員が見えておりませんし、また、他の委員からの御質問もあるようでございますから、その点につきましては私はあとの質疑にいたしたいと思ふのであります。

そこで、中央卸売市場の開設及び整備計画についてお伺いをいたしたいと思ふますが、人口十五万以上の都市六十八団体に対して中央卸売市場の開設及び整備十カ年計画というものが立てられておるわけでございますが、これに対して、政府は、この十カ年間に、どういふ内容をもって、どのくらいの予算をもってこの市場の開設及び整備計画をしようとしておられますか、まずその点からお伺いをいたしたいと思ふます。

○坂村政府委員 おっしゃる通り、中央卸売市場の使命は生鮮食料品の流通上非常に重要なものでございますが、現在中央卸売市場が開設されておりますのは、六大都市を入れまして十九都市でございます。この状況をさらに推進いたしますために、今後十カ年間に、

に、もう少し、全国の流通上大事な都市につきまして、中央卸売市場の開設を促進しようというのを考えておるわけでございます。そこで、一応の目安をいたしましては十五万以上の都市を大体対象にして考えるわけでございますが、十五万以上の都市につきまして新しく開設をしたらどうかというふうな目安を立てておりますのは、大体三十二都市。それにつきまして、今後、もちろんこれは強制的にとりわけに参らぬと思ふますけれども、地方の実情に応じまして開設を促進して参りたいと思ふておるわけでございます。

その他既設の市場につきましても、既設市場には老朽化しているものとかあるいは工合が悪いものがあるもので、そういうものにつきましても整備をしようというのか、こういうふうな考えておるわけでございます。一応の目安をいたしましては、全体の事業費が十カ年間に二百八十二億、こういうことになるのでございまして、それを対象といたしまして、基幹施設につきましても補助を考へたらどうか、こういうことを考へておるわけでございます。そこで、そのうち、補助金といたしましては、一応の現在の考え方は、新設の分につきましては基幹施設の三分の一の補助、それから既設の分につきましては五分の一の補助、こういう計画で進めたらどうかというふうに考へておるわけでございます。従いまし

て、これに要する経費は、補助金といたしまして既設と新設を合せて今後十カ年間に二十五億、それから、もちろん、これに伴ひまして、地方債、いわゆる起債があるのでございまして、

この分が大体二百五十七億というふうな内容に一応の目安としては持つていくわけでございます。三十六年度は九千万円の補助金を計上いたしております。起債のワケといたしましては三十六年度十二億というものが計上されておりますわけでございます。

○西村(関)委員 ただいま局長のお答えになりました補助金並びに起債のワケにつきましては、大蔵省、自治省等とすでに具体的な交渉を進めておられるのでございまして、

○坂村政府委員 三十六年度につきましてはただいま申し上げました通りでございますが、今後の十カ年計画で進めて参りますものにつきましては、全体の計画といたしましては大蔵省、自治省とも話をいたしておりますし、また、毎年々々の予算の折衝におきましてその必要なものを確保して参りたいというところで話をいたしております。

○西村(関)委員 東京の卸売市場の状態をこの前視察をいたしましたのが、あの状態から見ましても、市場の現況は非常に狭隘を告げておる。あのままではとうてい今後の発展を期することでもきかないし、生鮮食料品の流通の適切を期することでもなかなかむずかしい。早晩あの施設については拡大をし、整備をし、充実をしていかなければならぬと思ふのであります。また、内部の狭隘を告げておるというだけではないに、食料品の運搬の状態にいたしまして、あるいは食料品が並べられておるところの場所の状態からしまして、きわめて非近代的な、非能率的な状態であるし、かつまた非衛生的な状態である。たとえば、マグロは板も置かないでそのまま地面の上にはうってある、こ

ういったようなことがそのままになされておるのをわれわれ見たのであります。が、そういう状態ではこれはいけな

いと思ふのであります。農林省としては、こ

ういったような点についても十分に整備をし、そしてまた内容をよくしていくという努力をしなければならぬと思ふのであります。それにはやはり予算がどうしてもついて回

る。東京中央卸売市場の問題だけをとりましても幾多の問題があると思ふのであります。全国の中央卸売市場や地方卸売市場の問題も含めまして相当な予算がやはり要すると思ふ。こういう点について、ただいま局長から責任のある御答弁がございましたけれども、今言われた点については昭和三十七年度においては大蔵省並びに自治省との間においては相当なはつきりとした話し合ひがついておるかどうか、重ねてお伺いをいたしたいと思ふます。

○坂村政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、三十七年度の予算につきましては、現在、大蔵省と折衝をいたしまして、三十七年度の予算編成方針その他もまだ政府内部できまつておりませんし、まだ最終的にはきまつたものはないと思ふます。しかし、全体の計画につきましては大蔵省にも理解をいたしておりますし、今後その年々におきまして全力を尽くして予算を確保いたしたいというふうに考へております。

○西村(関)委員 建設費につきましては一坪当たり官庁規則によると一万七千円ということになると思ふますが、現在のような資材の値上がりをしては、

ておりますときに、一万七千円の建築

といつたようなものはとうてい考えられぬと思ふのであります。そのような補助額の算定基礎となるものの要因の検討を申しますか、こ

ういふ点についてどういふふうにお考えになつておられるでしょうか。補助金が五分の一と申しましたも、実際の補助額は十分の一ぐらいになつてしまつて、こ

ましては、さらに低い単価でやっておりますところもございます。大体この程度でやれるのではないかと。必要に応じてまたこれは官庁管轄の単価でございますから修正することもございます。

○西村(関)委員 官庁管轄の一割増しというところで見積もつてある、地方の状態によつてはまたさらにこれをふやすことも考えられるというように御答弁のようでありますが、事実やれるような見通しのある予算でないという、実際は補助額の基準からずつと下回るような結果になるということでありまして、その点につきましてはなお格段の御留意を願いたいと思つております。

次に、卸売業者の兼業の制限の問題であります。これは、先日の参考人の公述にもございましたが、この法律の改正案についての一つの問題点であるかと思つておりますが、兼業ということは、どんな種類の仕事を兼業でやっておりますか、どういふ種類の兼業をやっておりますか、どういふ業種からまた、その兼業卸売業者が兼業をやつておられるためにどういふ弊害が具体的に起こつておられますか、また、若千の弊害があつてもどうして兼業をやらなければならぬというように事情が卸売業者の中にあるとお考えになりますか、その現状分析について農林省のお考えを伺いたい。

○坂村政府委員 卸売業者の兼業の状況を申し上げますと、十九都市の卸売業者全体で百九十三人ございます。その中で兼業をやつておられますものが三十六ございまして、一番おもなものは冷蔵庫業でございます。これは、た

とえば水産物の卸売人につきましては非常に関係の深い仕事でございます。そのほか、運送業、漁業、製氷業、製造加工業、貿易、販売業、そういうようなものもございます。おもなもので申し上げますと、一番多い冷蔵庫業が十六ございまして、それから、漁業はいろいろ問題もございまして、大体三人でございまして、

経営の状況を見ますと、兼業をやつておられますことによつて非常に工合が悪いんだというように、それが端的に言えるというように状況でもございせん。しかし、実際調べてみますと、中には赤字経営になつておられるものもございまして、ところによつては兼業をやつておられる方が幾らか出荷してくれておられる代金の支払いが一、二日おくれますというように、これも卸売人自体の経営状況にもよるのでございまして、兼業をやつていないものでもそういうものがあるのでもございまして、兼業をやつておられるものの中にもそういうふうなものが見られるわけでもございまして、三十四年三月の状況で見ますと、赤字経営になつておられるのが水産の会社で二社ございまして、最近これは直つております。青果の会社で五社ございまして、これはだいぶ最近改善されておりますが、この数字がどのくらいになつておりますか、まだ最近の調査がございせんが、そういう状況でございます。

○西村(関)委員 私の何つておられますのは、兼業をやつておられるために卸売人としての機能が十分に発揮できてないというところから法の改正がなされて参つたと思ひますが、今局長の話です

と、さしたる弊害が起こつておられるとは思われないということ、どうもその点納得がいけないと思つておられるが、もう一度お答えを願ひたい。

○坂村政府委員 おつしやる通り、兼業をやることによつて卸売業務自体に影響するようないことが起こりますと、これは非常に重大問題になるのでございまして、それによつて、現在の状況では非常に重大な問題が起こつておられるという状況ではないかということを申し上げたわけでもございまして、もちろん、兼業の経営がいかにして卸売業務自体に影響がないわけではございません。それから、そういう点をできるだけ防止をいたしまして健全な卸売業務をやつていつてもらふということのために、今度の法律におきまして、そういう兼業の実態を十分把握をいたしまして、これに対して十分な監督あるいは指導ができれば、そういうふうなことで届出制ということでは法律改正を考えたわけでもございまして、

○西村(関)委員 兼業をやつておられることによつて、本来の卸売業務に支障を来たすのではなくて、むしろ関係のある仕事をやつておられる、また金融その他の操作の面においてもむしろ本来の卸売業務に対してプラスになるような面もあるためにやつておられるというふうな面があるのではないかと、あるいは兼業をやつておられることのために本来の卸売業務に対して欠くところがある、きてきておられるんじゃないか、こういう二つの相反する面がそれぞれあると思ふのであります。そういう点の分析がやはり必要だと思ふのであります。この法の改正は、届出制とはいへば何らかの規制を行なうことではありますから、

むしろ弊害の方に重点が置かれておられる。現在さしたる弊害がなくても、将来弊害が起こるであらうということが予想されて、こういう法の改正が行なわれると思つておられますが、そういう点に対して、今の局長の御答弁では私はまだもう一つ納得がいけない。もしそういう弊害が起こり得るという可能性があるならば、ただ兼業に規制を与えるというだけじゃなく、むしろ本来の卸売業務に対して安んじてその業務に従事できるような法によるところの奨励の措置をとるか、あるいは何らかの必要じゃないかと思つておられる。その点重ねてお答えを願ひたい。

○坂村政府委員 仰せの通りでございます。ですから、そういう観点に立ちまして、私も今度法律改正を考えましたのは、届出によつて兼業の実態を十分に把握し、それから、検査をし、状況によつて本来の卸売業務に影響を与えるような状況でありますれば、これに対しては改善措置命令を出しまして、改善措置命令に従わぬ場合には、あるいは役員解任命令もございまして、業務停止というふうな非常に強硬な罰則規定もあるのでもございまして、そういうことで十分一監督を厳重にして参りたいというところを考慮しておるわけでもございまして。兼業業務によつて本来の業務が阻害されるというふうなことがありませんように十分一つやつて参りたい、そういう工合に考えておるわけでもございまして。

○西村(関)委員 兼業業務によつて本来の業務に支障を来たさせるようなことが将来あり得るだらうということから届出制というものが考えられたと

思ふのであります。その点については、届出制によつて、大臣の行政指導によつて円滑を期していく、そういう弊害の芽をつんでいくのだ、こういうお考えのようでもございまして、もう一つついでに言つて、兼業を禁止してしまふというお考えが根本に横たわつておられるかどうか。ただ、そこま

でいくという問題があるから、禁止まではいかないが、届出制によつてある程度の規制をし、行政的な指導によつて、本来の業務に支障を来たすようなことのないように兼業の問題を解決していくのだ、こういうお考えであらうと思つておられますが、根本には禁止してしまつた方がいい、本来の業務一本に専念すべきだというお考えがあるのかどうか、その点を伺ひたい。

○坂村政府委員 兼業業務につきましては、御指摘の趣意から申しますれば、御指摘の趣意に兼業禁止ということも考えられると思つておられます。しかし、それは、実際問題といたしまして、現に従来も今申し上げましたように三四十幾つかの兼業もございまして、こういうふうなものが現にほんとうに本来の卸売業務に支障を与えていないという状況でございまして、これを法律で画一的に禁止をしてしまふことは、非常に経済的にも混乱が起こつてくることであらうと思ひます。従いまして、そういう点を十分実情に即してやつていく、こういうふうな意味におきまして、届出制で実態を把握し、これに對しまして、大臣の指導と申されましても、大臣の指導ではございませんで、工合の悪い場合には行政措置命令という法的な措置を講じまし

て、その命令に従わない場合には非常に嚴重な役員の解任であるとかあるいは業務停止だとかいう措置が講じられる。これは十八条にも業務停止ということが書かれておりますので、そういうことまでできる、こういう内容になつておるのでございまして、この問題は私も非常に重要に考へておるわけでございます。

○西村(関)委員 現行法によりまして従来そういう弊害については行政的な措置がとられなかったというお考えなんでしょうか。やはり、届出制を復活させないともう工合が悪いということからこうなつてきたんですか。

○坂村政府委員 従来は全然兼業業務についての規制がございせん。従いまして、兼業業務等についての検査であるとかそういうようなことも、なかなか十分にはいかないうような状況でございまして、卸売業務については検査も十分できますけれども、そういう状況でございまして、届出できちんと把握をしておきまして、そうして、検査もし、場合によっては兼業業務と本来の卸売業務との経理区分をやらせる。そういう指導をして、それでなおかつ非常に卸売業務に支障を与えないという場合には、これは法律の規定に基づきまして大臣の改善措置命令なりあるいはその他の監督の措置が講じられる、こういう工合にして参つたのでございまして、現在の実情を非常に混亂に陥れないような姿において十分な嚴重な監督をしていきたい、こういうようなことで考へたわけでございます。

○西村(関)委員 この届出制をやるということについては、本来の中央卸売

市場の性格から言つて当然なことだと私は思ふのでありますが、先日川俣委員が指摘せられたような、兼業にパチンコ屋をやつてゐるようなものを、今まで規制する方法がないからそのまゝに放置されておつたというようなことでは、これはやはり本来の業務に支障を来たすというのを言われても仕方がないと思ふのです。本来の業務に關係のある仕事で、支障を来たすようなことがないという点について、今後届出制によつていろいろ指導をし規制をしていく、あるいは監督をしていくということがよりよくできると思ふますが、従来、現行法にいたしまして、そういう目に余るようなものがあるという点に對して何ら手を打つことができなかったというところ、やはり、行政監督指導の責任にある農林省としては少しどうかと思ふのですが、その点、従来とも調査はできなかったと言われますけれども、常識的に考へてもこれはできるはずだと思ふのですが、そういう点、いかがですか。

○坂村政府委員 パチンコ屋をやつていたものが卸売人の名義でやつていたかどうか、つまびらかではありませんけれども、従来におきまして、ともすればそういう点があつたかと思ふのでございまして、こういう点が、やはり、いろいろ指導をいたしましても、何といたしましても法律の根拠も必要なのでございまして、そこで、今度法律改正をお願いしまして、届出制という根拠を持ちまして、それに伴ういろいろな措置を講じたい、こういうふうに考へております。法律を通していただきますと申すには、御趣旨の通り非常に

に嚴重な検査監督をやつて参りたいというふうに考へておるのであります。

○西村(関)委員 この臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会の、生鮮食料品の卸売市場についての対策に関する諸問に對する答申というものが三十五年の三月五日に出ております。この答申の中に、卸売人の財務の安定をはかり健全経営を維持せしめるより税制その他諸般の措置を講ずべきである、という一項があり、卸売人の兼業を規制するということも必要であるということはこの御答申により了解がつくのでございしますが、しかし、同時に、先ほども私が申し上げましたように、卸売人の財務の安定をはかるということでない、どうしてもやはり兼業して財政的な面の不足を補つていかなければならぬ、ということが起つてくるわけでありまして、そういう見地からこの答申が出たと思ふのでありますが、卸売人が健全な経営を維持して参りますためには、たとえば税制その他の諸般の措置を講ずるということでありまして、この答申に對して、政府は卸売人に対してどのような措置を講じられたか、また、講じようとしておられるか、そういう点を伺いたい。

○坂村政府委員 卸売人の財務の健全をはかることは、大きく申し上げますと、現在の手数料の範囲内で、たとえば、蔬菜については全国平均で一割、生果は八分、水産物は六分という手数料をとつておるのであります。現在普通の業態であれば手数料の範囲内で健全な経営ができるという観点に立つております。そういうようなことで、いろいろ亂立をいたしまして過当

競争がございまして、そのためにひびが入るような問題もございまして、いつでも単独では申し上げませんが、できるだけ数を少なくして健全な経営をやつて、いわゆる過当競争が起らないようにという指導をやつて参つておるのであります。そういうような意味におきまして、それが健全な経営の一つの大きな筋であらうと思ふので、私も、私どももいたしましては、営業上のいろいろの税制の問題よりも、まづ先に、合併の場合の税制上の特別な是正措置を講じたいというのを考へたわけでありまして、合併については禁禁法の除外規定も設けてありますが、合併の場合に清算所得に對する課税の減免を行なう、そういうことで本年の通常国会におきまして租税特別措置法の改正をお願いして通過いたしております。

○西村(関)委員 次は、卸売業者の合併の問題であります。現行法によりまして、中央卸売市場内の卸売業者の合併もしくは業務の譲渡につきましては禁禁法の適用除外の規定がございまして、それをさらに今回は拡大をして、類似市場との間における卸売業者の合併・譲渡の場合にも禁禁法の適用除外をしよう、こういう改正のようでありまして、ここで問題になりますのは、やはり類似市場の問題だと思ふのでございまして、類似市場といふものができてきたか、類似市場といふものはどういふ性格を持つておるか、しかもこれは中央卸売市場の周辺にあるところの類似市場のことが一番問題になると思ふのであります。この類似市場が現在どういふ性格を持つて、どのくらいの取り扱い数量、取り扱い金

額の業務を行なつておるか、それが中央卸売市場の業務にどういふ影響を与えておるか、こういうような点についてお伺いしたい。

○坂村政府委員 類似市場の問題は非常にむずかしい問題でございまして、中央卸売市場法におきまして、中央市場の開設のときには類似市場の開鎖を命ずることができると規定があるのでございまして、中央卸売市場の性格そのものが、実はこういう生鮮食料品は国民が日常絶対欠くことのできないものでございまして、これを非常に限定的に考へるといふものではございせん、どちらかといひますれば助長的な性格のものでございまして、ですから、中央卸売市場といふものは、これをよりつばな設備を作りまして、ここで大量の集中取引をやつて、そこで公正な取引ができるようにして、それが一つの模範になつて、大体そこに青果物が集まるような、そういうような施設を積極的に作つていく、そしてそこにひとりではみんな取引が集まるように、こういう性格の法律でございまして、その後中央卸売市場を開設しましてからあとでまわりにできます市場を禁止するといふようなことは、現在の法律でも予定してないわけでございます。ですから、そういうようなことで、實際問題としては非常に問題にはなりませんけれども、ただ、中央卸売市場に對しますところの制度あるいはその他の措置が十分に行き渡りますれば、その類似市場の問題はだんだんと解消するのではないかとはいふに考へておるわけでございます。現状におきまして、大体

全国の中央卸売市場の取引高が二千億

から三千億でございます。そのうち類似市場で扱っているものは百億と見ていいんじゃないかというふうに考えております。その程度でございます。で、国民生活を考えた場合には、たとえ東京を例にとりましても、大部分のものが小売屋には中央市場から行っております。そういう状況でございます。現在、類似市場があるから、そのために中央市場が非常に問題が起こっているというようなことは、そう大きな問題は起こっていないんじゃないかというふうに私は考えておるのでございます。しかし、今後、中央市場の施設を十分整備し、取引を改善することによりまして、そういうものもだんだんなくしていこう、そのためには、一つの援助措置といいたしまして、類似市場や中央市場の卸売人を合併した場合にも、独禁法の特例を設けて、これの合併が容易に進むように、こういうことを今度法律案では考えましたわけでございます。

○西村(関)委員 中央卸売市場の取り扱い高が二千数百億か三千億に對して、類似市場の取り扱い高がわずかに百億だからそれ大した影響はない、こういう御答弁でありました。この間の本委員会におきます参考人の公述を聞いておりますと、中央卸売市場の卸売人の代表である参考人が申されたところによりまして、この類似市場を放任して規制をしない、中央卸売市場の卸売人の立場が著しく阻害されるような状態をそのまゝにしておいて、中央卸売市場の機能を十分に發揮するということができないんじゃないか、つまり、農林省公認という旗をたれて、やみの白タクが運輸省公認という

旗をたれて走っているのと同じじゃないかというのです。農林省公認という看板を出している市場が営業をやっているというのに対して、非常に強い言葉で参考人が供述をしておられたのを聞きました。今の三千億に對して百億というような金額から申しまして大した影響はないと言われる点と、先日の参考人の供述とがあまりにも何か食い違っているような感じを受けるのですが、その点どういうふうにお考えですか。

○坂村政府委員 非常に申し上げにくいことでございますけれども、中央市場の中の卸売人の立場としては非常に強く言葉が出ると思うのであります。といいますのは、まわりでそういうことをやられたのは卸売人としての営業に非常に影響があるのではないかと、こういう感じが非常にするのではないかと、かと思ひますが、私どもの見ておりますところによつては、全体の流通量といたしまして見ました場合に、そういうようなことになるのでございます。で、全体の流通量としては、そういう工合に考えていいのじゃないかというふうには考えているのでございます。また、かりにそれでは東京都なら東京都の中央市場以外で全部この取引を禁止をするというのをやりました場合に、中央市場の整備そのものが十分に行なわれません場合におきましては、なかなかそれは現実問題としてできないのではないかと、こういう感じもいたすのでございまして、私どもは、そういう意味におきまして、できるだけ助長的に中央市場の整備をやつていきたい。そこに持つていきさすれば一番確實で安全であるという姿にできるだ

け早く持つていきたい、こういうことを考えておるわけでございます。

○西村(関)委員 類似市場は中央卸売市場の補助的な機関であるというようないふことがありましたが、政府としてはむしろこの類似市場があつた方がいいとお考えになっておられるのか。ただいまの局長の御答弁ですと、中央卸売市場の機能が十分に發揮されるようになつてくれば自然に流通面においては全部中央卸売市場を通すようになつてくるから類似市場などは存在の意義を失つてしまふ、こういうふうなお言葉を聞きました。ですから、補助的な機関だといふふうにして放任しておく、助長せざるというのではなくともむしろそのまゝにしておくというお考えなのであるか、むしろそれはなくなつていつてしまつた方がいいというふうにお考えになつていらつしやるのであるか。その点、現行法の二十一条には類似市場届出の規定がございまして、二十三条には改善命令を出すという規定がございまして、従来から類似市場に對して改善命令を出された事例がございまして、さういふことを前考へておるわけでございます。

○坂村政府委員 おつしやる通り、類似市場といふのは、今の中央市場の段階におきましてこれはあるものでございまして、私どもの感じから申し上げますれば、中央市場の補助的な機関だといふことはこれは一言も申し上げたことはございせん。結局必要な悪い、これはなくなつてしまつた方がいいんじゃないかという感じは根本的には考えております。そういう工合に持つていかなければいかぬというつも

りではありますけれども、現状におきましては、どうしてもこれはやはりある程度残つておつてもやむを得ないのではないかと、現実問題としてそういう感じがするのでございます。従つて、各開設者におきまして、それから農林省におきましても、できるだけその類似市場をなくしていく、こういう方向でいろいろ指導はいたしております。

二十二条、二十三条の本法の条文は、これは三十一年の改正でございまして、ただほつておきますと、やはり、どういふ状態になつておるか、そういう点がわからないで非常に困るからという意味で、一応いろいろこれに對する措置を講ずるものといひました。届出をさせた、こういうことになつておるのでございますが、将来の方向としては、私どもも、なくなつた方がいいというのを前から考へておるわけでございます。

○西村(関)委員 もう一つ、改善命令を出された事例がありますか。

○坂村政府委員 今まで改善命令を出した例はございません。

○西村(関)委員 どうも、今の御答弁を聞いておきますと、理想としてはなかつた方がいいけれども、現状としてきていては、自然発生的にこういうものはできているのだから、これをできるだけ規制をして、本来の中央卸売市場の業務に支障を来たすようなことのないように、流通面において欠けるところがないようにしていかなければならぬ、こういうことでございまして、先般の参考人の供述を聞いておきますと、法の改正の意図しておりますところの合併あるいはその業務の譲渡を中央

卸売市場の卸売人がやろうとした場合にやりやすいようにするところにあるようでございますが、現在の雰囲気、現在の事情から言つて、たとい法の改正ができましたとしても、お互いに、敵對關係と申しますか、商売がたきと申しますか、そういうふうな気持ちが解消されておらぬ現状においては、この改正が意図しておられますような措置が行なわれるというふうには考えられないのであります。そして、また、従来から改善命令が出されてないといふことは、類似市場について、それ大した問題が起こつてないといふふうにも考えられるわけで、現状のままでいいといふような意味にもとられると思うのであります。そういう点については、お見込みとしてはどうでございますか。

○坂村政府委員 私どもも、類似市場が現在のままでいいとは思つておらないわけでございまして、従ひまして、類似市場が中央市場の卸売人とできるだけ合併していくように、そういう面を促進し指導して今までも参りましたし、今度こういう法律改正によつて、さういふ便宜をはかろうと考へておるわけでありまして、また、一面、非常に地理的にその地帯に市場が必要だといふような場合におきましては、そういうものをできるだけ糾合いたしまして、中央市場を設立する、そういう方向に持つていきまして、監督が厳重にできまふような市場を作つていく方向で指導して参りたいと思つております。

○西村(関)委員 現行法においてもさうでございますが、今度の法律改正によりまして、私的獨禁法の適用の除外を受けるについては、公取との關係はどういうふうになりますか。

○坂村政府委員 この点は、公正取引委員会とも十分連絡をとっておりまして、公正取引委員会におきましても問題はございません。

○西村(関)委員 次に、売買の方法についての改正点でございますが、現行法ではせり売りを原則としておりまして、特別の事情のあるときには業務規程で規定するならば入札、定価売、相対売もできるといふのを改めて、入札もせり売りと同じように法的な根拠を与えてやらせようというお考えのようでございますが、入札とせり売りとはいくぶんお考えになつていらつしやるのですか。

○坂村政府委員 現行法におきましては、おつしやる通り、せりを原則としておるのでございますが、実際問題としていたしまして、いろいろ地方の実情によりまして、あるいは土地の慣習等によりまして、入札を行なつておるものもあるのでございます。そういうような状況でございますので、結局、問題は、生鮮食品品についての価格の決定方法を一番公正にすればいいのでありますから、せりといふ、あるいは入札といふ、いわゆる競争に基づいて価格をきめるといふことについては差がないのでございますので、そういう意味におきまして、入札もせりも同じように扱つていたらどうかというふうに考へておるわけでございます。

○西村(関)委員 特別の事情というのは、たとえばどういふことをさすのでございますか。

○坂村政府委員 現行法の特別の事情でございますか、それとも新しく改正をいたしました場合の特別の事情でございますか。

○西村(関)委員 両方です。

○坂村政府委員 現行法におきましては、原則ではせり売りといたしまして、あとは業務方法書で特別の事情があるといふことで入札とかその他の方法をきめておるわけでございますが、それは、先ほど申し上げましたように、その土地々々の事情により、あるいはその土地の商慣習等によりまして、入札を採用することも行なわれております。また、ものによりましては相対売をやつた方が適当じゃないかというものがその地方によつてございまして、そういうものを相対売というふうにやつておるものもあるものであります。そういうことでございまして、そこら辺が非常に明確でございせんので、改正法案におきましては、せりと入札を原則といたしまして、その他のものにつきましては業務方法書でつきりときめさせよう、それから売買の方法をきめさせよう、こういうことを考へておるのでございます。その際の特別の事情といふのは、災害が起つてせりをするのに非常に適当でないとか、あるいは、非常に品が少なく、せりにかけても問題にならないような状況であるとか、いろいろそういうような事情があるのでございますので、そういう場合に特別の相対売の方法とかその他のものがやれるようなことをきめさせておいたらどうかというふうに考へておるわけでありまして。

○西村(関)委員 せりと入札と同じウエイトを置くという考へなんぞでしょうか。あるいは、現行法のように、せりが中心で入札もということなのか。従来もそれはやれぬことはなかつた。

た。業務規程で規定すればそれはできただけけれども、今度はそれに法的な基礎を与えようというのであつて、やはり現行法と同じようにせりが中心であるといふことなんぞでしょうか。たとえば、塩乾物ならば、せりでもやらなくても入札の方がいいという、品種によつて入札の方がいいというところもあると思ひますが、その点は各地方の実情にもよりますし、また、取り扱ひの品目によつて、今度の法律の改正では、ウエイトをせりに置くのか、あるいはせりと同じように入札にも置くのか、その点どうなんでしょうか。

○坂村政府委員 せりといふ、入札といふ、いずれにおきましても価格を競争的に公開できるといふ方法でございます。常識的に申し上げますと、せりの場合には、大体、口頭で値段を申し出て、最高のところにせり上げていく、こういうことでございまして、入札の場合におきましては、普通一般的には札を入れるという方法でやりまして、最高のところに落ちる、こういうことでございまして、いずれにいたしましても、運用の問題や地方の実情の問題であらうと思ひますが、せりといふものがある程度機械化されてくることになつて参りますと、どちらかといふと性格としては入札に近いようなものが非常にふえて参ることがあらうと思ひます。そういう意味からいまして、現状で両方平等だといふことは言えないと思ひますけれども、原則としては両方同じ建前で平等に取り扱つていいの

じゃないかと考へております。

○西村(関)委員 次に、お尋ねしたいのは、地方卸売市場の取り扱いの問題であります。中央卸売市場は公共性のゆえに一面手厚い保護を受けております。また、他面各種の規制を受けておる。ところが、中央卸売市場の区域外にあるところの地方卸売市場につきましても、その流通面において果たしますところの役割の公共性は、やはり中央卸売市場とは何ら変わらないものを持つておると思ひます。ところが、現在の状態から見ますと、地方卸売市場といふものが乱立されておる。そして、そのために、過当競争のために共倒れの状態が起つておる。現在、地方卸売市場がどういふ状態に分布されておるか、どういふ現況にあるかという点をお示し願ひたいと思ひます。

○坂村政府委員 おつしやる通り、中央卸売市場でないその他の地方の卸売市場におきましては、現在特に法律があつて、これを監督するといふものはございせん。県におきましては条例によつてこれを規制しておるものもございまして、それは、県で、三十一都道府県におきまして、条例を作つておる状況でございます。しかし、なかなかこれは十分に監督し、それから指導をして参るといふことはできない状況でございます。この法律の立案の基礎になりました調査会におきましてもいろいろ議論も出ましたし、それから地方からもいろいろ要請は多いのでございまして、何とかこれについての措置を考へてほしいという要請が多いのでございまして、しかし、この前の調査会におきましても地方卸売市場の問題につ

いてまで具体的な検討が進みませんものでしたから、この際中央卸売市場法の改正に關連をいたしまして何とかその点の措置も講ぜられるようにしたいといふことでいろいろ考へましたのが、この中央卸売市場の周辺地区についての取り扱い、周辺市場についての取り扱ひの問題でございます。ですから、この中央卸売市場の業務と非常に密接な關連を持ちますところの周辺の地区におきまして、そこにおける卸売市場につきまして農林大臣が必要な改善措置命令等が出せる、こういう規定を今度新たに設けようといふふうに考へたわけでございます。そういうようなことで考へて参りますと、たとえば東京なら東京の中央卸売市場の周辺地区と申しますと、これは関東あるいはその他のその外までも広がりを持つのでございまして、そういうようなことで考へて参りますと、大体これほどとんどこ全国カバリーできるのじゃないかといふふうなことで考へておるのでございまして、とりあえずの問題といたしましては、この措置で地方の卸売市場に対します改善措置を講じて参りたいといふふうに考へておるわけでございます。

○西村(関)委員 この地方卸売市場、中央卸売市場でないところの、市場の中の地方卸売市場に対する規制が従来なかったために乱立される、しかも、内容的にきつめて不完全なものがございまして、お互いに競争をし合つて、出荷者に対する出荷代金の回収も十分にできなければ、消費面においては非常に劣悪な不良な品物を高価に売るといふような好ましくない状態が各地に起つてきてい

たいと思っております。従来地方市場が非常に無視されて参りましたのは、私、率直な感じを申し上げますと、各都道府県が市場という問題につきまして関心は全般的にはそう強くなかったたところがあるのでございますが、だんだん生鮮食料品の流通という問題が非常に大きなウエイトを持つて参りますと、各府県におきましても非常に真剣にこのの問題を考えておるのでございますので、できるだけ早い機会に、各県の実情等もよく調査をし、あるいは検討をいたしまして、そういう問題に入つて参りたいというふうに考えております。

え申、上げるわけには参りませんけれども、十分一つ検討して参りたいと思つております。

○西村(関)委員 次に、審議会の規定であります。当然この審議会が置かれることは望ましいことでありますけれども、業務に関係のある者は審議会の委員にしないということでありますが、しかし、全然業務に関係のある人の意見を聞かないでは、審議会が十分な目的を達することはむずかしいと思ふのです。そういう場合には、この専門委員の中には業者の代表などを入れるというお考えがあるのでしょうか。

実をさせたいというふうに考えております。

○西村(関)委員 検査の強化の点について、具体的に定例として年に何回ぐらい市場の検査をやられますか。

○坂村政府委員 現在のところ、員数、経費等の関係で十分に行なわれているとは申し上げられないのでございますが、六大都市につきましては、一年に一回は検査をいたしております。それから、その他の地方の都市につきましては、二年に一回という計画で検査をいたしております。

○西村(関)委員 どうも、六大都市で

○西村(関)委員　国の勧告に従つて改善をやつた場合には、当然地方卸売市場といへども国庫補助の対象になるわけであると思いますが、そういう場合に、普通の商人の営業行為に対して、それが公共性があるからといつても、いわば営利事業としてやつているところの事業に対して県や国の費用を注ぎ込むということが、補助金であれ何であれ、そういう形でやるということが、はたして妥当であるかという問題がか

とうですか。

○坂村政府委員　御趣旨の通り、専門の事項等につきましては、当然業務に精通しておる者の意見を聞くということとが必要であらうと思いますので、当然考へて参りたいと思います。

○西村(閔)委員　前国会におきまして審議未了になった法案でありますが、そのときに附帯決議がつけられました。あの附帯決議の条項につきまして、局長はもちろんそれを尊重せられ

年一回、その他の地方都市は二年に一回、この社会情勢の非常な急速なテンポで移り変わっているときに、そんななまぬるいことでは、なかなか流通の適正化をはかるといふことはできないと思ふのです。附帯決議の趣旨もやはりそういうところにあると思ふのです。予算が足りなければ、やはり必要な予算は要求せられて、適正な運営がなされるよう指導監督をする上においても、もつと回数をふやして、あるい

らんでくると思ふのでございます。な
しろ、地方の卸売市場は、町村、自治
体の経営に移すことの方が合理的では
ないかと思ふのであります。あるいは
また、県条例等によりまして、農業協
同組合、漁業協同組合等がやる、ある
いは特殊な法人を作つて、その法人に
やらせる。一個人の業者、市町村ある
いうことでなしに、県、市町村あるい
は農協その他の団体あるいは特別な注
人を作つてやらせるといふことの方

ることは言うまでもありませんけれども、具体的にこの附帯決議の条項に対処してどのような措置を講じていこうとしようふうにお考えになりますか。

○坂村政府委員 前国会の附帯決議につきましまして、その御趣旨はしごくごまともなことでございますので、私も、その御趣旨の通りに、十分、御趣旨をくんでやつて参りたいというふうに考えております。具体的な問題といたしましては、ここに検査の強化

は検査をする人員をふやして十分な検査をして、運営の適正を期していくと、いうことが必要だと思います。その高はいかがですか。

○坂村政府委員 おっしゃる通りでございます。まして、非常に十分な検査ができておりませんことはまことに遺憾でございますので、三十七年度におきましては検査費の充実をはかるように全力を尽くしたいと思っております。

○西村(関)委員 十分な検査が行な

が、むしろ地方卸売市場を育成していく場合において合理的ではなからうかと思うのであります。これは一般の商

というのがございますので、検査費等につきましても、十分三十七年度の予算におきましては全力を尽くしてが

われていないために、先ほど指摘いたしましたような市場内の整理整頓あるいは衛生的な配慮というものが十分で

ないと思うのです。これはやはり国民の重要な食糧資源の流通を担当するところの非常に大事な局面でございまして、そういう点に対して十分なる上にも十分な配慮がなされなければならぬと思うのです。この衛生的な配慮については、厚生省の所管であらうと思ひますから、厚生省の担当官から伺ひたいと思ひますけれども、そういう点に対しても、中央卸売市場の監督の責任にあるところの農林省としては、これはなおざりすることはできない問題だと思ひます。こういう点に対して非常に不完全だと私は思ひます。そういう点についても前国会の附帯決議の趣旨もあると思ひます。次官が今おられないですから、局長からその点について、一つ大臣、次官にかわつて最後にお伺ひしたいと思ひます。

○坂村政府委員 新しい法律の改正案が通りますれば、いろいろな検査その他の仕事につきましても、それからその他の関係の仕事につきましても、心機一転をいたしまして、一つ十分国会の御意思が反映いたしますように最善の努力をいたしたいと思ひます。

○野原委員長 この際、参考人の出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の、内閣提出、畜産物の価格安定等に関する法律案、及び、芳賀貢君外十一名提出、畜産物価格安定法案、並びに、内閣提出、大豆なたね交付金暫定措置法案について、それぞれ参考人の出頭を求め、その意見を聴取したいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○野原委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

なお、それぞれの参考人の出頭日時、人選等につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○野原委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

午後二時五十八分開議
○野原委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。
石田有全君。

○石田(有)委員 経済企画庁長官にお伺ひしたいと思ひますが、最近の青果物の値上がりで激しいものがありまして、一般国民の間に非常な関心を持たれておるわけでありまして。先般の経済企画庁での国民生活に関する不満調査によりますと、野菜、鮮魚、肉、牛乳、卵などの生鮮食料品の値段が高い、鮮度が落ちておる、品質が悪い等々の不満が現れておるようでありまして。この問題は根本的にはいろいろ問題があるうかと思ひますが、御答へください。

今日諸物価の値上がりしてある中で特に生鮮食料品の値上りの比率が大きいことについては、大臣もすでによくお聞き及びのことであらうと思ひますが、この問題に対して経済企画庁としては今後いかなる措置をおとり

にならうと思ひますか、お考えを承りたいと思ひます。

○藤山国務大臣 本年夏季、六月以降、生鮮食料品が値上がりしておりますことは、十分でないかもしれませんが、けれども存じております。それらに対してどういふふうな措置を今後とっていくかというところでございまして、企画庁として、むしろ、物価を安定させますために、生鮮食料品あるいはその他の耐久消費財あるいは公共料金等について、十分物価が上がりませんように全体として措置して参ることは当然でございまして、ただ、一々の対策になりますと、それぞれ主管官庁の方々に信頼して、そして協力申し上げながら問題を解決していく、そういうことで考えております。

○石田(有)委員 特に、この点は、労働賃金の問題とか、あるいは農民の所得の問題とか、いろいろ関係がございまして、そういう点について経済企画庁として十分御配慮を願ひなければならぬと思ひます。そこに並べてありますように、実は方々買集めてみたのでありますが、一番安さうなところで、そういうふうな状況である。今までの値上りの比率についてはいろいろ資料もございまして、こまかなことをここに申し上げようとは存じません。しかし、これはきのうの東京のある新聞の夕刊であります。これをみますと、卸値段で去年とことしを比較すると、卸値段が去年と比べてみると、大根が昨年のキロ当たり五円が十七円と三倍になつておる。カブは五円から二十二円と四倍、ゴボウは三十円から七十円、こういうふうな値上りの状況であります。ところが、これが国民生活にどう及ぶかという、これは実は新潟日報という新聞にたまたま出ておるわけでありまして、ある主婦の談話がここに出ておるわけですね。これを読んでみますと、「ことしの七月までは、厚生省の示した成人男子の栄養基準量を生かすために一人一日最低八五円かかりました。ところが、いまではどうしても一〇三円必要、ますますの食事は一三〇円です。一人一カ月約四千円はかかる計算。この増加分のほとんどは野菜の値上がりです。ところが、ハデ好きの時代について行くにはエンゲル係数はせいぜい四〇％止まり。かりに夫婦と子供三人なら、食費は成人男子の四倍、一万六千円は必要。すると生活費は四万円になる計算。月に四万円かけられる階層はどのくらいでしょうか。結局、食費を切りつめるしかありません。これは腹が減つて思い切り働くことも、スポーツをやめることもできません。政府はいつた何を考えているのではありませんか。」「こういう談話が出ておるわけですね。私はこの通りだと思ひます。そこで、生産面のことについてはあとで河野農林大臣に伺ひたいと思ひます。その見地から見ると、こういう状態に対して何らかの対策が必要だと思ひます。この談話の中にも出ておりますように、厚生省の最低基準量というものを示してあるの、その基準量に従つて生活をしていくという、野菜の値上りがり分だけどういふふうな莫大なものになる。こういうことになると、将来の見通しについてはどうお考えになるのか、また、それに対しては、厚生省との関係、それから農林省との関係、同

時にまた労働賃金との関係、こういうものが総合的に対策を立てられなければならないと思ひますが、これに対する長官の見解を承りたいと思ひます。

○藤山国務大臣 生鮮食料品の価格の問題は、御指摘のように、消費者の生活に非常に大きな影響があることは、むしろございまして、従つて、消費者としては安いほうがいいというものが言われると思ひます。ただ、これらの野菜類を生産する農家の所得状況、あるいはこれを生産するコストその他から言ひまして、どの辺がいいかという問題になりますと、非常にむずかしい問題が私は起こつてくるのではないと思ひます。ことに、天候関係その他で、できたときには非常に安く、合には、消費者がどういふこれではお示しのような厚生省のカロリーすら一定ワケ内における金額では得られないというふうなことになると思ひます。で、そういう点は非常にむずかしい農林行政の問題だと思ひます。しかし、全体の物価を預かつておられます者として、やはり十分の関心を持ってこの問題は見守つて参らなければならぬと思ひます。ただ、将来の問題として、やはり農家の生産に対して十分報いた上で、大きく言えば、できるだけ流通過程の経費を節約する。また、同時に、生鮮食料品にいたしましても、必ずしもフレッシュのままで食べなくても、ビタミンを阻害しないで、カン詰その他乾燥野菜等にしてある時期保存する、一般に生鮮食料品というものは保

存のしにくいものでありますが、そういうような方策がある程度農村の方々の考え、消費者もこれに協力することによって、乾燥する方法あるいはカン詰等に方法、その他いろいろあるかと思ふのであります。そういう面には十分注意をして、日本の産業の今後の行き道においても、農村工業とタイアップすると申しますか、農村工業のそういう面における程度の発達を支持して、非常な豊作のときでも、必ずしも安くしなくとも、そういうものを保存して将来に若干の時期でも持ち越していける、あるいは、高いときでも、そういうようなカン詰類になつたもので補給するというような、何かそういうようなことを大きな面であつていくことが必要ではないかと思つておりますが、そういう点について農林大臣のいろいろな御苦心の点があるのではないかと私は思つております。

なお、一定カロリーをとるといふような問題について、われわれとしても十分配慮して参らなければなりませんし、特に、肉類等の問題につきましては、かりに、日本において非常に高くなれば、緊急輸入の方策をとつて、そうして、一定量のカロリーを確保するように、一定価格を確保できるようにできるだけやつて参らなければ、物価政策としてはならぬのではないかと考えております。

○石田(省)委員 いろいろこまかなことは農林省の方に伺うといたしまして、実は、ここの春、池田総理は、本会議の野党の質問、物価が値上がりして困るじゃないかという趣旨の質問に對しまして、野菜などは値下がりしてあるのではないかと、何か値下

がりすることを好ましいことのような発言が行なわれておる。最近の野菜もその値上がりは、引き続く災害が影響はしておると思ひますけれども、やはり、農民の、ことに蔬菜栽培農業を営んでおる農民の敏感な感覚で、何か総理大臣が蔬菜もその値下がりしておるのには好ましいことのような発言をしておることが大きな影響をもたらしておると思ふのです。ことに、将来の、農業基本法の中にいうところの転換作物があるいは成長作物かというような論争の中で、畜産物とか果樹に対しては大きな農業を見込みながら、蔬菜の面についてはほとんど考えられておらないような感じを与えておるのであります。そういうことがやはりこういふ影響をもたらすものではないか。元来、蔬菜ものは、ちよつと豊作でありますとすぐ暴落する。暴落すると作付を手控えてしまつて品薄になる。また暴騰する。暴騰するとまた一斉に作り出す。これをいつでも繰り返しておるというのが日本の蔬菜や園芸作物の現状なんです。ですから、これに對してはやはり一定の需給関係と見合つたところの、一つの計画的なものが必要なんじゃないか。よその国でやつておるところがあるようではあります。たとえば、人口十程度の都市では蔬菜の供給圏といふものは大体どの程度、あるいは五十程度の都市には大体どの程度の範囲、中にも洋菜類のようなものとか根菜類のようなもの、運搬が速くからでも可能なものであるとか、そういう関係で、これは河野農林大臣が主産地形成などというのを言つておられます。あとで伺いたいと思ふのであります。何か少し計画的な面を持たせ

て、同時にまた暴落した場合には政府がそれに対して若干の補償をするというふうな、安心して蔬菜や園芸作物に従事することができるよう、そういう一つの方向を定むべきではないのかというのを考えるのであります。これらについて、やはり経済企画庁で具體的ないろいろな資料はすでに出ておるわけでありまして、ただ農林省の立場だけではないに、経済企画庁という高い立場から総合的な一つの政策を打ち出すべきであらうと考えるのであります。いかがでありますしょうか。

○藤山(国務)大臣 企画庁として、国土開発計画を預かり、あるいは今後低開墾地の振興でありますとかあるいは新産業都市というふうな構想をやつて参ります場合には、どうしても都市周辺の農業の形態というものをある程度都市の需要に應じたような形に持つていきますことは望ましいことだと思ひます。これは、むしろ、土壌の関係もありまして、あるいは風、雨、その他天然の条件がございまして、単に都市周辺だからといって野菜に適するといふことは言いかねると思ひますけれども、しかしながら、相当な、かりに百万都市といふものをここに新しく打ち出すとしますれば、その都市におきまして住民の食生活あるいは環境の衛生というふうな問題は、新しく都市を作り出しますときに非常に重要な問題だと私は思ひます。そういう点から考えまして十分配慮して参ることが必要でありまして、そういう意味から言ひますと、都市自体は必ずしも直接農業の問題に關係したておる必要はないけれども、農林行政との間に大きなつながりがあるわけでありまして、農林省の御意見、

あるいはわれわれの意見を農林省に開いていただくというふうな緊密な連絡がなければ、今申し上げたような新都市の構想であるとかあるいは国土開発の総合的な見地に立つた計画というのには推進できないと思ひますので、そういう点については十分今後のわれわれの計画の上で配慮して参りたい、こゝろ存じております。

○石田(省)委員 経済企画庁の關係ではその程度にいたしまして、次に農林大臣に伺ひます。

今中央卸売市場法を審議中でありますが、ただいま申し上げたように青果物が非常な暴騰を示しております。こまかな資料はぜひふんありますけれども申し上げませんけれども、特に中央卸売市場との關係につきましてお尋ねをしたい。

まず最初に、先般当委員会中央卸売市場法について参考人と呼んでいろいろ話を聞いたわけですが、ところが、その参考人の陳述の中に、卸売業者の利益は年間通じて五割以上という卸売はまずない、こういうことを言つておる。もつとも、卸売市場法の中には公共性と公益性というものが明確になつておりませんけれども、やはり、先ほど経済企画庁長官にいろいろ伺つておられますように、これは法律の中にその目的を明らかにして公共性と公益性を明らかにしなければならぬ問題ではないか。これが一点。

それから、公共事業などについては適正利潤ということがよく言われまゝです。この適正利潤というのについて、はかつて通産大臣といふ議論をしたことがありますが、通産省では、適正利潤とは大よそ二〇%だ、うち一〇%は税金その他に見て、二〇%を適正利潤だと、こゝろ言つておる、とにかく、いろいろ考え方も見方もありますけれども、通産省では公共事業などでは利潤というものは二〇%が適正だ、こゝろ言つておる。ところが、目的の中に公共性と公益性というものを明らかにしておる必要はないけれども、これは、やはり、多分に公共性と公益性を持たせられなければならないところの中央卸売市場法に基づく市場の卸売人が五割にも満たない利益では、これは私はどこかに問題があると思ふのであります。そういう点から見ると、その目的の中にその点を明らかにし、同時に、やはり、適正利潤を確保できるような体制を監督官庁である農林省は考慮してやらなければならないのではないかと、それを考えないで、その兼業を禁止しろとかいろいろ言つてみて、問題にならないのではないかと、やはり、そういう点を総合的に見て、事業が成り立つていくように、利潤も見えていくような体制というものがやはり根本的に考えられなければならないのではないかと、どうですか。

○河野(国務)大臣 ただいまの御質問でございますが、公共性と公益性と申しましても、業種によつて違ふのではないかと、たとえば、交通、運輸というふうな投下資本が非常に多いというふうなものの場合、何と言ひますか、収入の方は割合に金額は張らない。ただいまのお話の中央卸売市場におきまして問屋、卸という人の利潤が五割に満たないといふのは、その点私よく理解しにくうございしますが、何の五割になるのございまいしょう。

○石田(青)委員 これは年間の利益をさしておるわけですか。

○河野国務大臣 年間の利益というのは、投下資本に対してですか、それとも取り扱い金額に対してですか。

○石田(青)委員 経営利潤です。

○河野国務大臣 その点は、調査をいたしたのではございませんけれども、業者の発表が多少正確を欠いてい

る点があるのじゃないかと私は思うのです。たとえば、取り扱いに対してどのくらい利益率になるか、これは間

屋口銭でまわっており、それから、経費が、人により、ところによつて、非常に

かかる場合と比較的にかからぬ場合とある。と申しますのは、集荷に非常な経費がかかる、もしくは支払

い貸付金の収入が不確定である場合があるというようなこと等がございます

から、一律にはなかなか考えにくい業種だと私は思うのであります。そうい

う点で、今御指摘のような、五割に満たないという点では完全に育っていない

のじゃないか、不安定な中で取り扱いがされていることは適当でない

じゃないかという御主張は、私はごもっともだと思います。もしその通りで

ありますならば、われわれとしても考えなければならぬ問題ですが、十分

調査をいたしまして、これらに対して適当な考え方をいたさなければならぬ

い、こう思っております。

監督監査をし、東京都監査監督をして

いる。これは、参考人の陳述の中で、

わずらわしいほどそれを受けると言っ

ておられる。そうならば、大臣は直接

おわかりにならなくとも、その経理の

内容というものは事務当局は明らかに

思いますが、そういう点を一つ事務

局で検討することから明らかにしてい

たことではないかと思ふ。

○松岡説明員 今御指摘になりました

のは、この間参考人の方からあげられ

たことではあります。どうも言われた

たように、相当の業績をあげているも

のとあててないものとございますが、

今ちょっと数字で申し上げますが、

も、売上高に對して純益が総合して

六・九割に達しております。これは

全体の総合でございます。

○石田(青)委員 そこで、総合的にそ

の数字はいつごろですが、大体、一番

大きな利益をあげておられるのはどの

程度、一番少ないところはどの程度、

そういうふうな一つ示してもらいたい

と思ふ。

○松岡説明員 青果物の取り扱いを

やっております会社のうちで、年間三

十億以上の売り上げをあげている会社

の利益率は八・四割でございます。こ

れが高い方に属します。低い方は、取

り扱い高が五億円未満の場合であり

ますが、この九社の平均は二・六割とい

う状況でございます。

○石田(青)委員 そこで、大臣に伺

います。この間の参考人の意見を聞き

ますが、この間の参考人の意見を聞き

ます。この間の参考人の意見を聞き

にそれでお困りになるというなら、一

体どの程度あるか、これも会社ごとに

とこまかいことは申しませんけれど

も、やはり、最高はどの程度、最低は

どの程度あるかということをお明らかに

してもらいたいのです。

○松岡説明員 最高が、大阪の場合五

社でございますが、大体扱い高にして

平均八・四日分、それから、最低が興

でございますが、——ちょっと資料が

場所別になっておりますので恐縮です

が、約一日分でございます。

です。ああいう状況であるから、毎日盗難が非常に多い。これも問題の一つですが、そういうことばかりは抜きにして、少なくとも、行政的に農林省が東京都を管轄されて、もう少し近代的な施設に変えるべきではないか。そういうことから来るところの混乱もあり、あるいは盗難もあり、また、業者がいろいろ兼業もしなければならぬというような問題を引き起こしているのではないかと。問題は、やはり施設の近代化、こう思いますが、大臣はこれに対してどのようにお考えになつてゐるか。

○河野国務大臣 私最近蔬菜の非常な値上がりを見聞して、実は、ここへ参ります前に、神田市場と打ち合わせをしまして、明朝神田市場に参る約束をして参つたのでございます。行きまして別に何をどうするわけではございませんが、私自身も行って拝見しまして、そうしてしかるべく何か一つ考えたい、こう思つておるのであります。ただいま御指摘になりましたことは、十分検討したいと思つております。

○石田(膏)委員 これは、大臣、一つ相当決意をしてもうしませんと、——実は私も例の芝浦の問題を見ているわけですが、農林省が東京都に対し肉畜の取引についてもっと明朗なせり売りをしたは入札によるべきであるということをしつぱし勧告し、東京都知事名をもつてそういうしますという一札を取つてゐるわけですが、その一札を取つてから三年余になつておりますが、いまだに改まつていない。こういう点から見ると、やはり、中央卸売市場というものも、東京都と農林省との関係、それから東京都と業界との関係、これ

は一通りなものではなからうと思つて、この点は相当な決意で一つ臨んでいただきたいと思つております。

次に、これも大臣よく御承知ないかもしれないと思つてますが、これは鮮魚でも蔬菜でもそうであります。私もせり売りの状況を見ております。と、しろうとは全くわけがわからないう。言葉は早いし、ちよいちよい手を上げたりいろいろやつてゐるので、わからぬような状況です。参考人の意見も聞き、また現場で説明を聞いたものであります。あのせり人というものの、いゝゆるさじかけんが相当に考えられるので、当然弊害も起きます。そこで、あのせり人というものは、あまり長く使わぬ、長く置くといふ弊害が生ずるからと、こういうことを言つておりました。そこで、農林省は、あのせり人というものが長く続かないとすればなおさらのことではあります。そのせり人にする前の身分、それからあとの身分そのものはよく御承知だと思つてますが、どういふ人たちがせり人になつておられますか。

○松岡説明員 大体、従来卸売会社にありまして、その方面に熟練した人がやつてゐるわけでございます。○石田(膏)委員 これは実はせり人といふものの処理のいかんが非常に問題がある。私どもの聞いたところでは、これは大漁業会社またはその傍系会社の社員が圧倒的に多い、こういうことを言つておる。それがために、そういう会社、大漁業会社の社員である人たちがこのせり人に当たつておられますと、大会社の品物については一定の最低価格を示される、そうしてその最低価格以下に売らないように努力するこ

とを命ぜられて、一定の価格を堅持する、そのかわり、それでない漁業組合等の小さな漁業者の出荷したものは逆に今度買いたたい、埋め合わせをさせられるようにできておるといふことを聞いておるわけですが、これは仲買人の大部分が異口同音に言つておるわけですが、私は時間を節約する意味でまとめて申し上げておるわけけれども、そういう事実は御承知あるのかないのか。

○松岡説明員 私どもの方でも、卸売市場長会議を開きまして、あるいは年一回卸売市場の監査を実施いたしまして、それから、卸売会社の状況につきまして、調査報告を求めたりいろいろいたしておられますが、今のお話のような点につきましては、実はまだそういうことを耳にいたしておりません。

○石田(膏)委員 そこで、私は先ほど伺つたけれども、答弁がないのです。その身分ですね。入る前の身分、あとの身分、これはお調べになつておるはずだと思ふ。そうすれば、一体どういふ人間であつたか、どこかのどかるし、それはわかつていなければならぬ。それを監督、監査しなければ、一体公正な取引が行なわれるはずがないじゃないですか。それはわかつておるでせう。

○松岡説明員 農林省におきまして直接現在のせり人の前身の調査をいたしておりませんけれども、開設者の方におきまして、つまり地方公共団体におきまして、一種の、試験というほどのことではございませんけれども、そう

いふもので調べまして、せり人の採用を認めておるのでございます。

○石田(膏)委員 そこまで監督しないのだと言わざるを得ないのです。それから、ある会社のもの手数料は安くし、その他のものは高くすると

いふような事実もあると言われておるのではありませんか。そういう点も調べることがあります。一番重要な点がほとんどわからないといふことなんですか。

○松岡説明員 そういふことは一般的にはないと思つておりますが、場合に

よつて多少値段の差をつけるというよう

なことはあるようでございます。

○石田(膏)委員 あるようであると言

うが、そういうところが中央卸売市場が公正であつて信頼を得るに足るかどうかといふことの標準になるので、それじゃ一体何のために監督、監査をおやりになるのかわからないといふことになるのです。肝心なことは何にもわからぬ。そういうことだから、改正してもいいし、しないでもいいし、い

○河野国務大臣 ただいま御指摘のよう

なことであるとすれば、非常に不明朗、不公正でございまして、はなはだ遺憾であると申さざるを得ないのでござ

います。私も水産関係の市場の方のことならば多少心得ておりますが、今お話しのようなことは、私も寡聞にして耳にしたことはございません。大会社が特別に系統の会社を持つておる場合はございまして。さればと言つて、全

部持つてゐるわけではございません。東京の場合にいたしまして、たとえば日魯、日水、大洋、全部が持つておるかとすると、全部が持つておる

て、今御指摘のようないふことがあるとすれば、他の会社から相当の苦情が出るはずだと私は思つております。ところが、現にそういう会社を持つていないので

ございまして、しかもまた、そういうことをあまり耳にいたしません。で、私は、築地市場についてそういうことはないのであるか、こう思つて

います。ただ、お話の中で、地方の市場で季節的に非常に魚の少ないとき、市場に来るものの少ないときに、特定のもののにといふことでなしに、集荷の関係等から幾らか歩合を下げるといふ

ようなことをやることがある。これもしれぬという今当局からの答弁でしたが、そういう場合は時にあるのじゃないかと私も思ひますけれども、今お話しのように、せり人が一定の会社に勤務をしておつた者であつて、それが特定の会社に利益を与えるようなせりをやるといふ話は、私耳にいたしませんのでございまして、その点は十分調査いたしまして、もしそういう事実があると

するならば、嚴重に取り締まることにいたします。

なお、ただいま後段で述べた手数料、口銭につきましては、地方の実情等もよく調査いたしまして、不公正にわたらざるように嚴重に監督いたします。

○石田(青)委員 これはおわかりになつておるのだと思つた。事務当局はここではないかなと言えないのかもしれません。これはあの中に入つていゝる人はみんな知つてゐることで、これも一つ大臣から特に注意していただきたい。

○河野国務大臣 承知しました。

○石田(青)委員 それから、あそこでは、定価品、それからカン詰のような加工品、こういうものまで上場してゐるわけだ。こういうものは卸売市場に上場することが適當であるかどうか、私は問題だと思つた。なぜこれをやらなければならぬのか。

○松岡説明員 定価品とかあるいは加工品の一部を確かに卸売市場で扱つておるのでございすが、これは、ものによりましては、生鮮品と一緒に売買するのが売手にも買手にも都合のいい場合がございすが、そういうこともありまして、ある範囲——あまりそれがはなはだしくない程度におきまして現在取り扱ひを認めておるのでございします。

○石田(青)委員 そこで、問題になりますのは、ああいう定価品をするような品物がそこへ出されることによつて、そこで卸売業者の方にマージンが取られる。いわゆるトンネル口銭というものがあつた。これは、私は、中央卸売市場法の趣旨に沿うものではないの

ではないか、こう考へる。ただ卸売業者だということでは、実は品物は扱わぬのだけれども、口銭だけ取つておる、こういうことは卸売市場法の趣旨にどうも沿わないと思つた。これは大臣どうですか。

○河野国務大臣 御説、ごもっともと考へますが、しかし、一面、生産者の側から申しますと、それを換金の必要もしくは販賣のルートの関係等から、みすみす一定の口銭がかかりつゝもおかつそのルートを通ることが便益であるという場合があるのじやないかと私は想像するのでございします。定価品のものをわざわざそこを通さなければならぬという理由、ことにまた、いたずらに混雑をするようなこともどうかという御趣旨は全くごもっともと考へますから、よく一つ実情を調査いたします。

○石田(青)委員 この問題は次に申し上げる点と関連がございします。何一つたわけでございすが、最近エビの需要が非常に増加したわけだ。世界各國から最近大量に輸入しておるわけだ。ところが、これはやはり定価品の品物でありまして、一箱二千八百円ずつでずつと取引されておりました。ところが、仲買人の諸君が、どうも二千八百円はちよつと不当じやないか、しかもまた卸売業者に頭をたたかれるのはどうもけしからぬというので、仲買人が協議をいたしまして、相当数の人たちが直接輸入商社に——もちろんそれには大洋とか日冷とか水とかみんなその商社の中には關係をしてゐるわけですが、それに直接もらえぬかという話を持ち込んだ。ところが、すぐに卸売業者の方から横やりが入つた。

しかし、それが、いろいろ話し合ひの過程を通じて、輸入商社の方では、二千二百円から二千三百円に、一箱五百円以上も値下げをしてしまつた。ところが、一箱について五、六百円も値下げはしたが、同時に卸売の方では三、四の六、七、八のピンはねをやるという

ことで話が決着をしてゐるわけだ。こういうふうなことになるやうな、多くのいわゆる仲買人という人たちが、ただ卸売業者にサービスをするために仕事をやつてゐるという面がでてくる。こうなると、やはり本来の卸売市場法の趣旨とはどうもそぐわないものが出てくるのじやないか。この一点から見ても、どうも大企業、大資本というものが市場を左右しておるのではないかと、これが考へられるわけだ。これはやはりひいては一般の消費者が、高いものを買わされるということになるのであります。冷凍品や加工品や、あるいは定価品をするやうなもの、原則としてやはり卸売市場に上場すべきものではないのではないかと、あるいは、上場するやうな場合には、今のうちに一定のピンはねをやるために上場するやうなことは、これは取り扱ひがはなはだまずいのではないかと、これらの点をよく明らかにするたに、卸売人と仲買人というものの間にはなかなか一線を画したい点も実情としてはあるやうでありますけれども、そこらあたりの点についてはもう一度検討をして、いたすに卸売業者やあるいは大資本にサービスさせられるやうな運営というものは根本的に改める必要があるのではないかと私は考へてゐるわけだ。これについては今後大臣が相當な決意でお臨みになる

ということでありまして、そういう点についての考へ方を承つておきたい。

○河野国務大臣 御指摘の点は、問題と申しますか、卸売人、ここに金融の中心があると私は考へます。金融をいたします場合にそれが非常な力を持つてゐる。従来、中央卸売市場の問題をやります場合に、二段階、三段階というやうな問題が起ります。つまり、過去の経過、現状等が相當複雑にいろいろからみ合つておる。打聞することは困難の点があるやうに私は承知いたしております。しかし、どの業者に金融をつけるかという点でございします。これまでの例から参りましても、東京都を通じて東京都の卸業者に金融をした例もあると私は考へております。そういう場合に仲買人に金融をすることが可能かどうかというやうな点で、なかなかあのことは一朝一夕に改革はむずかしい、筋を通すというところはなかなかむずかしい点があるやうでございします。十分よく勉強いたしまして、実情をなるべく認めつつ、適切な取引が行なわれますやうに、そして生産、消費の間になるべくむだを省いていくやうな線を出していききたい、こう考へます。いずれにいたしましても、魚の場合だけではないに、ことに、御承知の通り、神戸市場におきましてはなかなか大きな問屋が店じまいしたやうな例もございします。そして、生産者にも各方面にいろいろ迷惑をかけたやうな場合もあるわけだ。ございします。そういう実情もあることでございしますから、これらを流通過程においてどういふやうに合理化を

していくか、流通過程をどういふやうにしていったらいいかという点については格段の努力をする必要があるやうと考へますので、できるだけ勉強して御期待に沿うやうにいたしたいと思ひます。

○石田(青)委員 今の金融の問題であります。そういう点がありますから、農林省の決意いかんでは運営についてはかなり指導が徹底することができると考へます。ですから、そういう点でもう少し明瞭なまた公正な運営ができるやうに早急に対策を立てていただきたい。私は、今度の法改正そのものについても実は問題があります。法律というよりも、むしろ、農林省の、特に大臣の決意いかんによつて、その指導監督がよろしきを得れば必ずしも法改正をしなくてもよろしいのではないかと、どういふに考へる。でありますから、そういう面を通じて十分御配慮を願ふなければならぬ。この間の参考人の意見の中には、やはり利権的なものとの關係もかなり露骨に出されておる。たとえば、バナナの輸入の問題などについて、自分たちは荷物を集めるために包装や荷作りや出荷についてまで金をかけて飛び回つてやつておるのに、一部の業者はバナナの権利を取つて一かごを一万円ずつで取引されておるといふやうな事実もある。一万かごの権利を持つておれば億千ふところの手をしてもうけておる人たちがあつたのだというところのうづぶんを私はばらまいておるのだと私は聞いておりましたが、やはり、そういう点も一つ十分配慮されて、今後相當な決意でやつていただきたい。

とか類似市場、周辺市場等の問題がございいますが、ほかに質問の通告者がございいますから、私はごく概要で、これで終わりますけれども、繰り返して申し上げますように、大臣の相当な決意で早急に手をつけていただきたいと要望を申し上げて、質問を終わります。

○野原委員長 足鹿君。

○足鹿委員 ただいまの石田君の御質問でわれわれの言わんとするところも相当言い尽くされた感がありますが、少し角度を変えて、この際大臣にお尋ねをしておきたいと思ひます。

先ほどお話が出ておりました、流通機構の一環として、生鮮食料品の問題は今後非常に大きな問題になると思ひます。そういう立場から、現行の中央卸売市場法に手を入れられたということ自体については、私も決して何ら異論を持つものではないと思ひますが、少なくとも、今度の改正は、大臣が先ほど述べられたような流通機構をどうあらしめるかという点については根幹に触れておられない感があるのであります。ですから、当然この点についても抜本的な構想があらうと思ひます。私の見るところでは、ただ単に市場の機構をどうするかということだけではこの問題は解決しない。特に農林省として考えられなければならないことは、水産物の場合はしばらくおきまして、くだものなり蔬菜の面から見ますと、貿易自由化が行なわれていく過程にあつて、さなきだに過剰傾向に拍車をかけてくると思ひます。それらの一般情勢とからんで、生産者団体あるいはその生産者の生産計画ですか、そしてその出荷の調整といふことが、それをやるためには、市況の敏速な伝

達と、生産者なり生産者団体、またその擁護の立場に立つ農林省としてはそういう面にもつと政策の手を伸べて、そして、それらと相待つて、市場の横暴なことがあるならば、それを未然に防止していく、また、生産者の立場に立つてこれを是正せしめていく、それだけの力を一方において持たない限り、この問題の根本的な解決の一環に手が入ったということは言えないと思ひます。従来の例を見ますと、戦前は帝国農会が生鮮果物についてあつせん事業をやりました、市場連報等も各生産者団体に密接な連絡を保つて、各都道府県の商務官がまたよく連絡を保つというところ、比較的にうまく行つておつた時代もあつたと思ひます。その後、時代が変わり、戦争を経て今日になりました、その間の対策が農林省としてはやや手ぬるいではないか、無策とは申しませんが、ほんとうに熱心な対策がとられておらないというところにも、いろいろ、今回問題になつております類似市場の問題等も勢い出てくるのではないかと。特に、このころは地方に、あな方その方針のようですが、主産地形成という方針によつて特色のある青果物が大量生産されて、市場に向けて移出されていく、この移出青果物というものは相当重点が置かれてきておることは御存じの通りであります。そういう状態になりますと、特に生産と出荷の調整、敏速な市況の把握、そういうたきわめてじみな面に相当積極的な手を講じない限り、結局、生産はさなれ、特産地の形成はされましても、商品でありますから、農家の手取りはきわめて安いもので引き合わない。運賃を差し引けば手取りはない。ある話

に、「リンゴが売れた、金送れ」という電報を神田市場から受けた産地の人の話があつたのですが、運賃が足りないから、生産者に逆に金を送れ、こういうた事態が数年前にあつたわけですね。ここに白菜がありまして、白菜にしても、杉箱代がかさうじて払へないという時代が二、三年前にはあつたわけですね。そういう点については中央卸売市場法の改正をめぐつての関連で非常に大きな問題があると思ひますが、これに對して、農林大臣としては、主産地形成を力説される立場においても相当御検討になつておると思ひますが、どのような構想を持つか、お示しを願ひたい。○河野國務大臣 ただいま足鹿さんのおっしゃつた通り、主産地を形成して参りますれば、当然その主産地と市場との間に価格の緊密な連絡、出荷時期等についての指導を第一に考えていかなければならぬと思ひます。第二と申しましても現在一番先にやらなければならぬと思ひますことは、市場の改革と相並行して、生産地と市場との結びつきがどういふふうになつておるか、それがどこに不合理な点があるか、もしくは包装、輸送等の面において改善すべき点はあるかないか、値段の連絡がどうなつておるかという点について、すみやかに遺憾なきを期するような施策を講ずる必要があるだろうというふうに思ひますので、これらにつきましても、一々十分検討いたしまして、すみやかに所要の施策を講じたい、こう考えております。○足鹿委員 対策を考究するということが必要ですので、その必要を十分御認識になつておることと思ひます。それから、くどくは申し上げません。

今問題になつております中央卸売市場法の問題ですが、これは、中央卸売市場法があるならば地方卸売市場法もあつてはいいか、こういう連想をすくすくする。中央にあれば、それと直接関係はないにしても、地方の卸売市場といふものはやはり法によつていろいろ指導監督を受けて、その公益性と公共性を保持するということが当然あつていと思ひますが、この点、調査会では問題にならなかつたのです。○松岡説明員 地方の市場につきましても、調査会においてはある程度の御審議はあつたように思ひます。ただ、水産関係の産地市場の問題が一番この場合問題でございまして、それについては、その際に明確な御答申をいただきませんでした、現在水産庁の方で専門家を交えた協議会を設けられました検討をしておられるのでございします。そのほかの地方市場につきましても、中央卸売市場に準じて都道府県知事が必要なら指導監督を加えるように、こういう御答申をいただいております。実は、中央卸売市場法の改正法律案を立案いたしました際に、その面につきましても検討いたしましたのでございしますが、さしあたり現在地方の条例である程度の規制が加えられておりますので、これは別途の法体系にもなりますので、今回の改正では中央卸売市場法の改正だけに限つたのでございします。○足鹿委員 この点は今後大いに御検討になる必要があると思ひます。この流通機構の問題ですが、私も青果市場の運営を見ておりますと、概して蔬菜の利益というものは、季節的な点も

ございまして、そう市場の運営を左右するような要素ではない、むしろどちらかと申しますと果実類の取扱高がその市場の経営を左右するよう大きな存在となつておるようでありませぬ。必ずしもそれが全部とは断言できませんが、大体そういう傾向にあるように見受けるのであります。ということとは、結局、リンゴにいたしましても、ミカン、ナシにいたしましても、産地の生産者の実手取り額と大都市等で店頭で消費者が求める差がものすごく開いておる。とにかく、三分の一手取りでは上の方でありまして、まかり間違へばそれすらも農民手取りにならない、こういうことでもあります。ここに非常に問題があると思ひます。これを要するといふことは市場のやり方を変えるといふことだけではいけません。市場から仲買人を経て小売商の店頭を通して消費者へ行く、その過程に長い間の一つのならわしといふものですが、どうにもならないような現状になつておるのじゃないかと思ひます。これを一挙に解決するといふことは非常にむずかしい問題だと思ひます。常々、農村の立場に立つて考えました場合はもちろんですが、少なくとも産地価格の三倍以上にもなるといふことは正常ではないと思ひます。この欠陥がどこにあるかという点については、われわれがここで軽々に論じ尽くすこともできませんが、少なくとも現在の流通機構に非常に大きな欠陥があるといふことはただ指し指せる。この問題を解決しない限り、今後、成長部門としての果樹が増産される、あるいは最近流行の洋菜等の栽培が普及する、農

村にいろいろな新しい風が吹いており
ますが、実際は、何を作っても同じ
で、結局どこかでうまくいこうとは思
ひながら、結果的には、
吸われてしまふという結果になりはし
ないか。従つて、この問題を本格的に
取り上げて対策を立て、その欠陥を除
去していくことが、市場法の改正と相
待つて非常に大きな問題ではないかと
思うのですが、率直に、大臣の見られ
たところの欠陥は、いかにあるか、ま
た、それに対する対策の根本は、どう
すればいいかということに対する御見解
がありましたら、一つお示しを願
いたいと思います。

○河野国務大臣 私も足鹿さんと全く
同じ考えでございまして、また、この
流通過程において、どこが制約でき
る、どこをどうしたならば所期の目的
が達するかということにつきまして
は、非常にむずかしい問題でございま
す。が、しかし、すみやかにこれを打
開しなれば、結論は出ないと思つて
ございまして、御指摘の通り、リンゴ
にいたしましては、消費者価格と生産
者価格との間には、三倍、三分の一と
いうような点差であるんじゃないかと
かと思つてゐるのでもございまして。
これが解決策には、輸送の問題もある
でございまして、包装の問題もある
でございまして、中間の金利、倉敷
の問題もあるでございまして、売買
の手数料の問題もあるでございしま
す。いろいろな角度において今日まで
積み上げられてきて、しかもそれが消
費者の側においても既成の事実のよう
になつて、リンゴは二十円、五十円、
六十円というような感じでおられる。
そこに私は消費が増進していかない大
きな難点もあると思つてございまし

て、これは農林行政の中におきまして
も第一着手としてすみやかにこれが解
決に全力をあげて当たつていきたい。
ただ、今御指摘のように、お前はど
う考えるかということでもございま
すけれども、私も、実は、これから一つこの
点を取り組んで、そうしてすみやかに
解決策を見出したいと思つておるの
であります。一つせつかく御指摘、御協
力をちょうだいしたいと思つてござ
いまして。

○足鹿委員 次の問題は、卸売市場と
申しまして、東京のようなマンモス
都市と地方の中小都市の場合とは趣が
全く一変してゐると思つてゐます。で
すから、一がいには言えませんが、大
体のあり方としては、理想のあり方は、
生産者から消費者へというものが、こ
れは理論的にも筋が通りますし、そ
うすることが一番いいのですが、しか
し、やはり、こういうマンモス都市に
なり、あるいは多年の経験を持つた流
通関係の仕事に携わつた人は、それだ
けの経験なり才能、従つて研究もして
おりますから、これを無理に除外する
という考え方はないわけですが、その
持ち場持ち場の能力を十分に發揮さ
せて、正常な運営に努力せしめてい
くということが必要ではないかと思
つてゐます。それは一つの原則であり
ます。が、地方へ参りますと、生産者
農協その他が小さな市場なんかを
経営してあります。昨年ですか、関西
の方を国政調査に行きました際に、そ
ういふ事例を見ました。そのときに
私も感心しましたことは、もつと農
業団体がしつかりして、そして団体
手によつてほんとうに公正な市場
経営ということがなされたならばとい

とを痛感したわけですが、何しろ立ち
おくれておりますから、なかなかさ
う言ひにくいのであります。それ
が、やはり、手数料等も安い。それ
が、物の取り扱いも、大きいところは
なかなかやうやうおつておるが、小
さいところを見ますと、非常に丁寧
であつて、非常にうまくいつておる。
は、それ見たわけですが、やはり、そ
う考へ方になつて、これは年数をか
けて、そして、冒頭に申し上げたよ
うな生産計画、出荷計画、その調整
というものの総合した形において、地
方の中小都市においては、そつとい
つたことを育成していくことも一つ
の方法ではないかと思つてゐます。そ
れは私の意見にすぎないわけであり
まして、その認識になりました。十分
対策を練つて、少くとも中央の大
都市と地方の中小都市との実情とい
ふのは、よほど違つておる。従つて、
すみやかに地方卸売市場法といつた
ものができまして、そうしてこれに
對しても政府がその健全な育成をは
かつていくという立場に立たれるこ
とを私は期待してゐるわけでありま
す。先ほど審議会で議論があつたとい
う御報告が、この地方市場の育成、
その公正な運営等については、どの
ような御意見でございましょうか。

○河野国務大臣 ただいまお話が
ありまして、売買の制度といふのは
現状をどういふに飛躍しようとは思
はないといふお話、私全く同様に考
へます。——しかし、公正な取引とい
ふことをモットーとしたしまして、
将来なるべく改善の素地のあるもの
は改善

していくうちに心がけなければならぬ
と思つてございまして。ただいまは、
中央においてはともかくとして、地
方においては、どういふお話でござ
いましたか、私は、今後の改善には、
どこまで、農業団体自身、生産者
自身が中央に進出をいたしまして、
そして、現

に大阪あたりでやつて失敗をした、
あまりうまく成績があつておらぬよ
うでございましてけれども、こつとい
ふものについて、何らかのところに
所期の成果をあげるように努力は重
ねていかなくてはならない。ただ、
同じ場所でも従来経験のあるもの
とただ競争してもなかなかさうい
ふかぬでございまして、大都市に
おいても、数カ所の直売所を設ける
といふような点までは当然出てい
る。地方の場合には、同様のこ
とがかへつて販売業者を自衛せし
めるゆゑであります。ただ、今日の
うちに、生産者は生産するだけだ
といふこととて、生産とこれが販売
は一番大きな関係にある、そこま
でうまく改善することがわれわれ農
林省としても一番考えなければなら
ぬ点だといふことを深く意識いた
しまして、そうして将来もやつて
参りたい。

そこら問題になつて参りますのは、
これから、論議されております農
業団体の問題に私はなるだらうと思
つてあります。従来の生産指導の
団体が販売の關係においてどうい
ふふうにかかつてゐるか、共販關
係においてどういふふうにかか
つてゐるか、それが考えられる点
でございまして、既存の

農業団体の幹部等の中には相當に
研究されておるようでもございま
して、私にいたしましては、こつ
といふ方面に十分な検討を加へま
して、そして、これら農家の農産
物の適正な販売といふことに寄
与するようになつてほしいと思
つてございまして。

○足鹿委員 地方のみならず中央
においてもその必要を認めるとい
う方針でございまして、けつこ
うだと思つて、十年ばかり前です
が、東京の神田市場の中に全販連
がマルAを創設した。数年おくれ
て大阪中央卸売市場の中に同じ
マルAを創設しまして、私も当時
若干關係しておりましたので存
じしておりますが、非常に困難に
ぶつかつておりました。最近では
非常に運賃もよく、成果もあ
がつておるようでありまして、
やはり生産から販売して初めて
農家の手取りといふことになる
のであります。そういう生産者
あるいは経営者といふことは一
番いい姿だと思つてゐます。しか
し、現在の資本主義の経済機構
の中にありまして、それは異常な
困難にぶつかつてゐる。従つて、
やはりこれは、相當の決意と、そ
の助長育成という対策がしな
かば恒久的に行なえない限り、こ
れが農産物価格の維持——た
とえば園芸生産物の価格を左右
するといつても過言でない。上
をそれによつて期を待つといふ
ことではない。少なくとも受当
公正な利益を農家が受けるとい
ふことにならぬと思つてゐる。
それが私は一番中心だと思つて
おります。それが、さういふ点に
ついて、もつと突込んだ対策とい
ふことが必要であらうと思つて
ゐます。これは当然現在の経済機
構等との關係が出てきま

すので、非常に困難な問題であります。地方においてもすでにそういう立場から一つの実際の姿が出ておるわけでありまして、できないことではない。従って、農林省としては、これは単に一体のみならず、少なくともその方針に向かって指導をし対策をとらねばならぬ。ただいま地方市場の問題に關連して申し上げたわけでありまして、その点は十分御認識になつておるようでありまして、あえてこれ以上申し上げません。

それから、先ほど石田委員から問題になりました市場の運営問題です。先日参考人が非常に長い時間をかけて、包装、出荷、一部には産地の技術指導までやつておる、前渡金も出して、それが回収されてないというよう不平がましいようなことを述べておられました。しかし、これは、見方を変えまして、一種の荷引き競争の姿をみずから告白しているものではないかと私は聞いたわけなんです。現在一番弊害があるのは荷引き競争からくる弊害です。これを何とかしなければ、ほんとうの市場の運営というものは正常化しないと思うのです。荷引き競争に多額の金を出す。だがその経費を負担しておるかという、結局回り回って生産者が負担しておるということになる。そういうことはもう申し上げるまでもないことだと思ひます。そのためには、まず分不相応に荷をたくさん取ろうとする場合、あるいは、からん人をその当事者が得ようとする場合等は、いわゆる祝儀取引をやる。そして、べらぼうな値段を出して、本格的な出荷が始まるころにどさんと落とす。この問題は、この生産されたもの

の流通を経て農家がどのような成果を享受するかというところにあるわけでありまして。問題はそこにあると思うのです。これなくして、現在の社会機構の中にあつては生産の果実をまともに享受することは農民としてはできないわけなんです。そういう点で、農林省の機構のみを言うわけではありませんが、少なくとも、考えられることは、専門のそういう流通を専管し、それに対して万全の生産者擁護の立場に立つた対策というものが必要ではないか、そういうふうに私は見ておるわけでありまして、この点についていかような御所信を持っておられますか。

河野国務大臣 ごもつともなお考えでございまして、私も流通過程につきまして十分な努力をいたさなければならぬと考えておりますが、何分生産と販売というものは一連のものでございまして、やはり、生産を指導監督する者が販売流通の關係まで指導し監督するということではないかと考えております。現に、畜産、生糸の取引につきましても、蚕糸局においてやつております。同様、木材は林野庁、さらに魚は水産庁というふうにやつておること等から考えましても、蔬菜、果樹等につきましても、今後その生産と一連の指導行政をやつて参りたい、こう考えております。

足鹿委員 大臣は急いでおられますし、他にもあるようですから、私はこれで終わります。

野原委員長 川俣清音君。

川俣委員 私はできるだけ簡潔に質問したいと思ひます。この流通機構の問題は、資本主義社会におきましては、自由品目であればあるほど、生産品を買いたたかれて買

い取られ、しかもそれが高く売られるというのが普通の取引になつておるわけでありまして。そこで、そのために起こる弊害、すなわち生産が頭打ちをしなければならぬ、成長を抑えられるという結果になるという、この流通機構というものに何らかの制限を加えなければならぬということになる。いま、消費者が異常な価格で買取りなければならぬという、この制限を加へると、そこに流通機構に対する制限を加えていかなければならぬということになるであらうと思ひます。この観点から、何とかこの流通機構を健全なものにしようというのをおそらく法の改正の要点でなければならぬと思ひます。そこで、健全にして誠実な商取引でありますならば、それを法制化していくというのが普通のやり方であると思ひます。その方が生産者の方でも、今申し上げたような、生産者の生産意欲を抑えるような結果になつたり、あるいは消費者の家計に影響を与えて、結局日本の経済に大きなマイナスを与えることのないようにしようというのであります。改訂の要点は三つに限られるのではないかと思ひます。

今日起つてきている欠陥の一つは類似市場の問題だと思ひます。この類似市場というものは、中央卸売市場の運営がうまくいかないというところから発生する余地ができてくると思ひます。そこで、この類似市場というものが発生する際には、中央卸売市場自体に持っている欠陥、すなわち、単数だという卸売市場でありながら、幾つかの分場を持っているという性格が、

類似市場をさらに起こす原因にもなつておるのではないかと。もう一つは、卸売市場が公正な商品の取引をしない、あるいは買出しに参りましてたいてい買うというふうな前渡金を受け取るけれども、品物は類似市場に送るというふうな欠陥が生じてくる。いわゆる前渡金でたければ、金はほしいからもうけられども、品物を送らないという欠陥が起つてきて、これが類似市場に流れていくというふうな結果になるのではないかと。すなわち、どうしてこの類似市場の商取引を起さないように指導していくか、あるいは卸売市場をどう建設していくかというところが、何と云つても基本にならなければならぬ。私は思ひますが、農林大臣はおそらく私と同じだと思ひけれども……

河野国務大臣 川俣さんは通産省におられた当時から卸売市場のことにつきまして御追詰が深い方でありまして、わかれと違つて万々御検討の上の御発言と考えますが、ただいま御指摘になりました点、私も全く同感でございまして、かつて複数制、単数制で非常に論議いたしました当時からあつた問題でございまして。しかし、現状の制度で今日まで経過して参りました経緯からかんがへまして、十分に機能を發揮するように、その弊害を除くことに指導監督を十分にいたしたい、このことはなからうかと思ひます。さういまして、せっかく努力いたしたいと思ひます。

川俣委員 この際、やはり、中央市場を強化する上からも、鮮魚の場合は

冷蔵庫を持っておりまして、青果物の場合にも完全な保存倉庫を持っておるが、今後ますます成長するであろうところの果樹、園芸などの季節的に大量に出荷されるものを保存する保存倉庫を持たなければ、中央卸売市場としての使命を果たし得ないのではないかと。いわゆる場外と申しますか、類似市場はそれらの設備を持たないところに、中央卸売市場の權威を高めて取引を正常化するゆえんがあると思うのですけれども、それはその程度にいたしません。

次に、兼業の禁止の問題でございますが、農林省の原案は、相当にきつい兼業禁止的な許可制度を考えておられたはずで、その案もあるはずで、急に届出制に変わったのは、どうも解せない点があるのです。これは時間をかけてる申し述べません。大臣十分御承知の通りなんです。党内の有力な人々からの反対もあったでありまして、うし、そのことは別にいたしまして、なぜ一体兼業をもう少し厳重に取り締まらなければならぬかという点を二、三点申し上げます。

これは例を出すのはどうかと思ひますけれども、名古屋の市場卸売人がパチンコ屋を経営しておる。これは名前は奥さんの名前になっておるかどうかわかりませんが、こういう射幸的な危険なものをして一方にやっておりますれば、卸売業者としての運営は不安定になるのではないかと。これは一つの例です。現在どんな兼業をやっておるかというところをお調べになっていないのです。調べておれば、こういう兼業をやめるべきだということが出てこなければならぬはずなんです。そういう

点で、むしろ兼業を禁止するような考へ方、しかも卸売を業として安定するような方向に持っていく、兼業はできるだけ押えるという方向に持っていくには、一々何でも取り締まれということではないのですけれども、届出主義というよりも許可主義にしておいて、妥当なものであるならば許可を与えて、一般には与えないのだという規定を設けるのがこの際必要ではないかと思うのだが、これについての見解を承っておきたい。

○河野国務大臣 御意見は私もごもつとも考えます。しかし、行政の面におきまして十分所期の目的を達成するように指導監督をいたしたい。ただいまお話し、名古屋においてパチンコ屋をやっておる者があつたやないかというところでございまして、農林省の調べでは、そういう名義で、本人名義でパチンコ屋をやっておる者はない。だからほかの名義になっておるかどうかわかりませんが、パチンコ屋をやっておるという例はございせん。そういうわけでございまして、なお一つ、十分この所期の目的を達成するように指導監督をいたしたいと考えております。

○川俣委員 これは、パチンコ業務であれば銀行の金融の対象にならないために、卸売業者の名前を背景にして金融を受けておることは事実なんです。従つて、名義はだれであつても、保証をしておるのは、卸売業者が借りた格好になっておるのです。実際の運営はパチンコに向いておるが、パチンコに金融はないんです。そういう意味で、私は内容はあまり詳しく存じませ

んので知らないと言つた方がいゝと思ひますが、かなり影響するところが大きいと思ひますからこの程度にいたしませうけれども、やはり許可主義をとつて、何でも許さないということではなく、妥当なものであればあるいは許すのだ、これではよろしいのじやないかと思ふ。届出主義ということになりますと、許されるものが一つ条件になつておるようでありまして、むしろ許可主義であるという建前を貫かせることが適当ではないか。何でもかんでもやらせるなという意味でもないのです。適当なものであるならば許可するんだ、不適当なものは許可しないのだという建前を貫かせることが必要じゃないか。初めはそういう趣旨でできたものを途中で変えなければならなかつた理由はどこにあるか。変えなければならぬ理由はないはずなんです。

○河野国務大臣 御意見、ごもつとも考えますが、なお検討いたします。○川俣委員 もう一点伺ひますが、何といつても、今度の改正の骨子にならなければならぬと思ひますのは、先ほど石田委員から問題となりましたせり人の問題。せり人に、もう少し公的な性格と申しますか、公務員的な性格と申しますか、一定の性格を与える必要があるのであらう。身分上の性格を与えることを原則にしないといふと、今までのことは大した影響はないにいたしましたけれども、今後ますますその弊害が出てくる危険性がすでに現われてきておりますから、このせり人に對する性格の規定を本法の中に設けべきでなかつたか。この点も重要な点だと思ひますの

で、一つ大臣から見解を承つておきたいと思ふ。○河野国務大臣 ただいまお答え申し上げました許可制度と届出制度の問題につきましては、お答えが不適当であつたと思ひますから訂正させていただきます。将来検討いたしますといふことに訂正させていただきますと思ひます。

それから、ただいまのせり人の点につきましては、これも、先ほどお話しございましたが、十分指導監督いたしまして、なおその過程におきまして必要があれば、今御指摘のようにこれを将来研究いたします。○川俣委員 もう一点。今のところ生鮮食料品卸売人というふうになつておりますが、最近の生産事情からいまして、季節的に大量に生産されたものは、鮮魚の場合でありまして、青果物の場合でありまして、できるだけ簡易な加工を加えることによつて需給を調節しようという考え方があつた。これは生産者の中にも出てきますし、消費者にとつてもそれは好ましいことになると思ふのです。そこで、これに對する加工が行なわれる。たとえば、野菜類については、つけ物といった保存のきくようなものに変えていく。あるいは、鮮魚でありますならば、これをかすづけにする、みすづけにする、あるいは干物にする、あるいは冷凍にするというふうな加工が加えられておるわけでありまして、従つて、今、生鮮食料品といひましても、だんだん一次加工、わずかな加工が加えられたものになつていく傾向があるのではないかと。それにもかかわらず、依然として生鮮食料品であるといふことで市

場を指導していかれますことは、必ずしも時代の進進と合つていないのではないかと。中にはカン詰等のあれもありますけれども、カン詰までいくことはどうかと思ひますが、これらのものについて、やはり生産指導の役割を流通機構というものはするのでありますから、こういうものも取り扱うなら取り扱う、だめならだめだとはつきりきめて、生産者あるいは消費者に對する役割の眼界を明確にすべきじやないかと思ふのですが、この点はもう大臣十分御存じだと思ひますから返事は要らないようなものですけれども、御返事を願ひたい。賛成だといふことでも、やらなければこれは何にもならないのです。

○河野国務大臣 お話の点、何分現状におきましては生鮮食料品といふことになつておりますが、順次生鮮食料品が、今お話しした通り加工の面が量的にふえて参るといふことになりまして、当然またそういうふうには呼称も変わるでございまして、いろいろ重点がその方に変つてくるでございまして、それから、これは当然考えなければならぬ点でございまして、その変わつて参ることがわれわれとしても望ましいことではございまして、市場取引につきましても、そういう望ましい方向に参るようによつていきたい、こう考えております。

○川俣委員 時間がありますので、もう一点……○野原委員長 ちょっと私からお願ひいたします。大臣は五時までですか……○川俣委員 もう一点ですか……せり売りのせり用語が昔から慣例

としてあるわけです。あれは簡便でな

かなか要を得た用語でありますけれども、かつてはあたりにわからないような業者間の秘密用語であった。今では公正な取引をすればあえて秘密用語を使う必要はないのではないかと。昔から発展してきた用語ではありませんけれども、あれも日本語のうちに入るものでありましようけれども、あれはかつては秘密用語でありまして、外部の者にわからないという性質を持ったものであります。今日では、公の取引をするという事になりますと、あの従来からの秘密用語は必要がなくなってきたのではないかと、だんだん公正な取引に変えていくべきではないかと思うのですが、これもおそろく大臣賛成だと思ひますけれども、聞いておきたいと思ひます。

○河野国務大臣　むろん私も同様に考えますけれども、まあ、ああいう機微に属するものでありますから、あえて政府からこうあれあれと言ひわけにもいきにくい。当然あの方面の若い人たちが必要の最小限度に変わって参るであらう、こう考えます。

○野原委員長　これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○野原委員長　これより討論に入るのであります。別に討論もないようでありますから、直ちに本案について採決いたします。

○野原委員長　これより討論に入るのであります。別に討論もないようでありますから、直ちに本案について採決いたします。

○野原委員長　これより討論に入るのであります。別に討論もないようでありますから、直ちに本案について採決いたします。

○野原委員長　これより討論に入るのであります。別に討論もないようでありますから、直ちに本案について採決いたします。

○野原委員長　これより討論に入るのであります。別に討論もないようでありますから、直ちに本案について採決いたします。

○野原委員長　これより討論に入るのであります。別に討論もないようでありますから、直ちに本案について採決いたします。

○野原委員長　これより討論に入るのであります。別に討論もないようでありますから、直ちに本案について採決いたします。

○野原委員長　これより討論に入るのであります。別に討論もないようでありますから、直ちに本案について採決いたします。

○野原委員長　これより討論に入るのであります。別に討論もないようでありますから、直ちに本案について採決いたします。

○野原委員長　これより討論に入るのであります。別に討論もないようでありますから、直ちに本案について採決いたします。

○野原委員長　これより討論に入るのであります。別に討論もないようでありますから、直ちに本案について採決いたします。

○野原委員長　これより討論に入るのであります。別に討論もないようでありますから、直ちに本案について採決いたします。

案は原案の通り可決いたしました。

○野原委員長　ただいま議決いたしました中央卸売市場法の一部を改正する法律案に対し、石田有全君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者にその趣旨説明を求めます。石田有全君。

○石田有全君　ただいま議決せられた中央卸売市場法の一部を改正する法律案に對しまして附帯決議を付するの動議を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案に對する附帯決議
一、政府は中央卸売市場の施設の近代化、合理化を強力に推進するため、これに必要な資金の供給、特に起債枠の拡大及び補助金の増額につき格段の措置を講ずべきである。

二、政府は、中央卸売市場の卸売業者が兼業を営む場合においても、そのことにより、公共的性格の強い本来の業務の適正かつ健全な運営が阻害され、その結果生産者、出荷者の保護に欠けることとならないよう、卸売業者に対する検査を強化し、改善措置命令の発動、業務停止の措置等についていかなきを期し、法の運用に厳格な方針をもつて臨むべきである。

三、最近、各地において地方卸売市場が濫立し、中央卸売市場との間に過当競争が行なわれ、生鮮食料品の流通秩序をみだし、卸売市場の健全な運営を阻害する面がすくなくない。よつて、政府は、地方卸売市場の開設、業務の運営方法等について適切な指導、規制を行なうことができるよう、速やかに所要の法的措置を講ずべきである。

四、政府は、せり人がせり場において使用する用語を一般人が理解しうるものとするよう指導すること。

右決議する。

本動議の提案は自民、社会、民社三党の共同の提案でございます。

趣旨の説明については先刻来の質疑の中ですてに明らかであり、大臣の言明によつては明らかであると思ひますが、理由を省略いたしまして、直ちに御可決あらんことを希望いたします。

○野原委員長　これより採決いたします。

石田有全君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野原委員長　御異議なしと認めます。よつて、附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議について政府の所見を求めます。河野農林大臣。

○河野国務大臣　ただいま御決議になりました四項目、いずれも、政府といつたしましても十分注意をいたし、また、行政指導上もしくは行政措置上最善を尽くして行なわなければならぬ問題と考へます。私といつたしましても、御決議の趣旨を体しまして、十分御期

待に沿うように善処いたしたいと考へます。

○野原委員長　ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野原委員長　御異議なしと認め、よつて、さよう決しました。

次会は明二十五日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

〔参照〕
中央卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三三）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十月二十七日印刷

昭和三十六年十月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局